

社団法人 東京都獣医師会編

学校訪問指導マニ~~ニ~~アル

— 獣医師の学校への関わりと活動 —

社団法人 東京都獣医師会編

学校訪問指導マニュアル

— 獣医師の学校への関わりと活動 —



平成20年2月7日

CONTENTS

はじめに	iii	3、居室構造の留意点	7
(社)東京都獣医師会 学校飼育動物活動事業要綱	iv	①広さ ②基礎 ③屋根(形、素材、) ④壁 ⑤床	
小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書(ひな形)	vi	4、付帯設備	7
契約書(ひな形)に対する説明書	vii	①運動場 ②資材室 ③給水設備 ④排水設備	7
		⑤糞の処理設備 ⑥隔離設備	8
I 学校での動物飼育の意義と獣医師の支援		3) 飼育舎での管理	8
(1) 学校での飼育の問題点	1	1 施設管理	8
1) 従来の多くの教師の飼育に対する考え方	1	2 動物の管理	8
2) 動物がどのように子どもの成長にかかわるか	1	①動物の適性飼育数	8
3) 獣医師のすべきこと	2	②導入に際して	8
(2) 望まれる学校獣医師の役割	2	③検疫並びに鶏類の病勢鑑定	9
1) 学校獣医師の活動目的	2	④ワクチン接種	9
①情を感じる飼育実現への支援	2	⑤動物種の選定	9
②衛生・環境管理法を助言	2	3 清掃管理	9
③学校が飼育のことで、そしりを受けないよう	2	①目的	9
2) 獣医師の飼育支援活動の概略	2	②器具	9
①相談窓口	2	③子どもの準備	9
②飼育指導：講習会 定期訪問	2	④回数	9
③飼育支援の連絡会議	2	⑤方法	10
④授業支援	2	(コンクリート床の場合)	10
		(土床の飼育舎の場合の注意点)	10
II 学校訪問指導の実際		4) 掃除後の動物と子ども	10
(1) 学校訪問時の注意点	3	(4) 教室内飼育	10
1) 身だしなみと挨拶(だれと話あうか)	3	1) 飼育舎飼育との比較	10
2) 獣医師の話の方向	3	2) 準備	11
3) 学校との話し方	3	①担当獣医師を得る	11
(2) 理解してもらいたいポイント	3	②父母の理解と協力	11
1) 学校での動物飼育の目的(教育的意義)	3	3) 飼育形態	11
2) 学校での動物飼育の分類と基本飼育について	4	①クラスのペットとして愛情飼育	11
①愛情を伴うペット飼育(基本飼育)	4	②生活科としての愛情飼育	11
②理科の観察飼育(理科飼育)	4	4) 動物の特徴と飼育法	11
③生活への関わりを理解する家畜飼育	4	モルモット ハムスター ウサギ 文鳥 チャボ	
④その他、展示飼育	4	5) 教室内飼育への教師の心配点と対応法	12
3) 学齢による飼育教育のあり方	4	①動物由来感染症がうつる	12
幼稚園 12年生 3,4年生 5,6年生		②アレルギーを起こす	13
中学から高校		③飼育するスペースがない	13
4) 動物種の選定とふれあいの基本	5	④休みの対応(死亡時への恐れへの対応)	13
5) 休日の対応	5	⑤くさい、不潔になる	13
6) 子どもの安全への配慮	6	⑥うるさい	13
入手法 扱い法	6		
(3) 飼育舎での飼育	6	III 授業支援のあり方	
1) 飼育環境の基本(「学校飼育動物のすべて」より)		(1) ゲストティチャー	13
①乾燥を保ちやすい ②清掃しやすい ③居住性	6	1) 注意点	13
2) 飼育舎の建て方	6	2) 授業支援について	13
1、設置場所	6	①時間 ②科目	
2、季節の居住性	7	3) 動物	14
「コンクリート床のときの留意点」	7	4) 授業の内容	14

5) 授業の進め方	14	①教育委員会の相談する部署	23
6) 質問への対応	14	②最初の提示資料	23
7) 担当獣医師への準備	14	③役所との話が予算になったときの提示資料	23
(2) 授業支援の一例	14	*「事業予算請求についての観点」	24
1) 動物ふれあいのある授業案	14	*「行政への働きかけ、PTAとの協力について」	24
目的・時間割		(5) 学校へのアプローチ	25
*なぜ学校で飼育しているか	16	1) 近くの小学校に直接アプローチする	25
2) 授業案(動物ふれあいをしないとき)	16	2) 市町村教育委員会との連携として学校にアプローチする	25
(3) だっこ体験指導法	17	(6) 行政との連携がない場合の訪問希望校を募るやり方について	25
1) 最初に	17	1) 市単位	25
2) 抱かせ方	17	2) 県単位	25
3) 言葉かけ	17	3) 学校との対応時の注意点(I(教師の気持ち)参照)	25
4) 動物を落ち着かせる	17	(7) 学校関係者と話し合うときの留意点	26
(4) 体験授業後の評価と次への準備のために	17	1) 学校を責めない	26
1) 学校への宿題	17	2) 学校から学校訪問や授業支援の依頼を受けたとき	26
2) 子供達の質問で目立ったこと	17	3) 担当教諭だけでなく、校長、教頭とも話あう	26
3) 子どもに語りかけるときの留意点	18	(8) 教員向け講習会について	26
(5) 衛生指導・学校の質問の多いもの	18	1) 講習会の意義	26
1) 教師が考える問題点	18	2) 講習会の話のポイント	27
2) 死亡時の処置	18	3) 日程等の決定	27
(6) 連携している行政との書類の流れについて	18	*長崎県獣の実践例(2003,12,4)	27
		(9) 飼育にかかわる法律	28
IV 行政との関係		飼育教育の根拠	28
(1) 行政に訴えるポイント	19	獣医師の関わり方の根拠	28
(2) 学校獣医師と自治体との連携の実践	19	1) 小学校学習指導要領(平成10年12月)における動物関係の記述抜粋	28
1) 学校獣医師とは	19	1 生活	28
*参考：内灘町教育委員会の書類	20	2 道徳	28
2) 学校獣医師の活動目的	20	3 理科	29
3) 獣医師の飼育支援活動の内容	20	2) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抄)	29
①日常の相談相手になる	20	3) 動物愛護法について運用上の注意点	30
②飼育指導	20	(10) 動物愛護家との係わり	30
③飼育支援の連絡会議で成果や目標を協議する	20	1) 動物愛護と動物介在教育	30
④ゲストティチャー	20	2) 動物愛護推進委員会	31
(3) 社 獣医師会の役目	20		
1) 望ましい方向	20	V 獣医師会員への啓発について	
2) 今見られている事業方針	21	(1) 働きかけ	31
1 「動物由来感染症監視体制整備事業学校現場型」	21	1) アンケート	31
2 動物愛護推進事業(平成15年から)	21	2) 講習会	31
3 以上の事業について課題と影響、対応法	21	3) かかわりたくない獣医師の不安への説得について	31
①課題 ②影響 ③対応		(2) 学校飼育動物メーリングリストのご紹介	35
(4) 教育行政との関係を立ち上げる方法	22	(3) 参考文献など	36
1) 獣医師会内部	22		
1 共通理解を得る	22	付録	
2 実績資料を作る	22	衛生上の問題を回避して、有意義な飼育活動を持つために	37
2) 教育委員会への接触	23	学校飼育動物の冬の対策	38
1、交渉の相手(県か市町村か)	23	人型鳥インフルエンザと学校の鳥たちについて	39
2、交渉ははじめ	23		

はじめに

わが国では、明治時代から、幼稚園や小学校などの教育施設にウサギやチャボなどの小動物が飼われていました。しかし、教師の動物への理解不足から、学校飼育動物が粗末にされて、そのことで動物への誤解が学校内外で広がる懸念がありました。

昭和50年代から、本会の会員がそれぞれの近隣の小学校等の飼育動物のために心をくだき、教育に役立つような飼育方法を学校に伝え、動物の診療などに支援体制を作ってきました。このような支援体制はじょじょに広がり、平成17年度には都内公立小学校の約6割に獣医師会の支援がありました。そのため、本会では、学校飼育動物事業要綱を定め、その目的とあり方を広く示しました。

また平成19年度の調査では、18区市で学校での動物飼育支援のために獣医師会と行政の連携事業があり、他の地域でも、多くの支部が学校等を支援していました。連携・あるいは協力地域にある公立小学校は、2年前より10%も増えて、約7割になっていました。

今回、これらの状況を踏まえて、東京都獣医師会としても、獣医師が学校にかかわる時の留意点や関わり方、子どもや教師へのかかわり方などについての本をまとめました。また、行政との交渉の時の留意点と、契約の雛形を示しました。支部の活動と契約の内容は、それぞれの地域や行政との関係などの条件が異なりますので、一律にはいきませんが、この雛形は、全国の調査、また都内の行政との契約書と活動内容等を検討して作成したものです。

支部の皆様には、国民共有の財産である子ども達の心の成長ならびに生物教育の推進のために、管内小学校等の動物飼育環境を是正し支援するために、本誌を活用していただけますようお願いいたします。

社団法人 東京都獣医師会
会長 手塚 泰文

社団法人 東京都獣医師会 学校飼育動物活動事業要綱

前文

青少年の問題行動が増加し、少年犯罪の頻発、凶悪化、低年齢化の進む中、文部科学省の学習指導要領（解説書）の中に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」が明記されるようになり、学校飼育動物を通じての体験教育は子どもたちの心の成長に果たす役割が大きいとされている。

また、ヒューマンアニマルボンド（人と動物の絆）の研究において、人と動物の相互作用から生まれる人への好影響が科学的に解明されてきて、そのことは子どもたちの心身の発達のためには欠くことのできないものとなっている。昨今では育児家庭での動物飼育が減少し、特に都市化や少子化の進む東京都においては、学校等での動物飼育はよりいっそう重要になってきている。

これらを踏まえ、本会の学校飼育動物支援活動は、公益法人として、また獣医師という専門家として学校飼育動物の飼育および公衆衛生指導を介して、子どもたちと学校飼育動物の健康を守り、これからの社会を担う子どもたちの情操教育および科学教育を支援することを目的としている。

この活動において、本会は専門的な立場から、教育委員会・学校関係者などと、それぞれの必要性の共通認識を持ち、連携していくことが大切であり、その際に「地域の学校の要請に応じて専門家集団として積極的な活動を行い、実績を積み重ねて徐々に恒久的な連携体制を作るよう、学校や教育委員会に働きかけることが問題解決への早道である。」という認識を会員が共有する必要がある。

また、本会が一体となってこの活動を発展させるためには、現状の問題を真摯に受け止め、活動の方向性を明確に打ち出し、本部と支部とが目的意識を共有できるような体制を構築しなければならない。また各支部への支援体制は、画一的なものではなく、それぞれの支部の置かれている状況に応じて、地域に即した協力体制を整えることが必要である。

そして最終的には、すべての学校に学校獣医師としての会員獣医師の配置が行われ、子どもたちの健全育成に寄与することを目標に活動を推進していくものとする。

名称

（社）東京都獣医師会（以下、本会と称す）が公益法人として都内学校飼育動物に関わる活動を学校飼育動物活動事業（以下、本事業と称す）といい、本事業はこの要綱に定めるところにより行う。

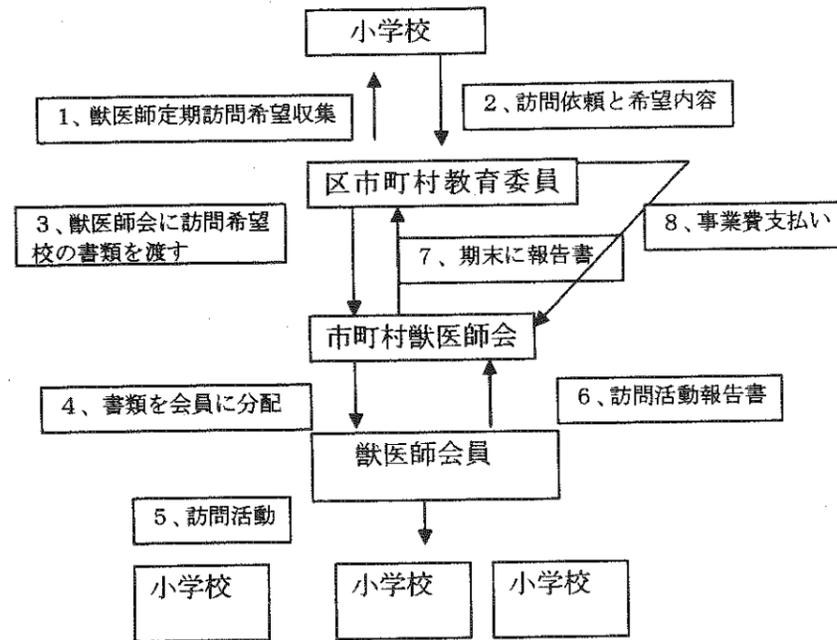
目的

本事業は、獣医師としての専門的な立場から子どもたちへの情操教育や科学教育、および動物愛護精神の育成を支援し、人獣共通感染症に対する予防および啓発活動を行うことにより、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。また、そのために、すべての学校に学校獣医師として獣医師が配置されるように配置されるように図るものである。

組織および連携

1. 本会は本事業の推進を図るために学校飼育動物委員会を設置する。
2. 本会の開業支部に学校飼育動物担当者をおく。
3. 本会および支部は以下に示す協力関係を構築し事業の推進に努める。

〇〇区(市)立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書



活動

本事業推進のため以下の活動を行う。

1. 本会

- ①本要綱に基づき、支部活動、委員会活動が円滑に進むよう、関係各機関への活動の意義、必要性を発信する。
- ②全国の情報を収集し、関係各機関および各支部に対して発信する。
- ③関係各機関への支援要請などの働きかけを行い協議の場をもうける。
- ④全国の獣医師会と連携し、本事業が円滑に進むよう努力する。

2. 学校飼育動物委員会

- ①各支部の活動状況を集積、分析し本会へ報告し、助言する。
- ②各支部の要請に応じて必要な協力、支援を行う。
- ③必要に応じ、関係各機関との協議の場を設ける。

3. 支部

- ①学校現場を支援するために、地域の教育委員会ならびに学校関係者と緊密な連携を構築し、学校飼育動物の飼育および健康管理に専門的な立場として積極的に関わっていく。
- ②各支部で、地域の関係各機関に対して支援要請の働きかけを行うよう努める。
- ③本会および委員会と連絡し、支部の現状等についての報告を行う。

雑則

本事業を推進するにあたり、この要綱に定めない不測の事態が生じた場合は、理事会において状況に応じ協議し適切な措置をとることができる。

附則

この要綱は平成18年5月11日から施行する。

〇〇区(市)(以下「甲」という。)と社団法人東京都獣医師会〇〇支部(以下「乙」という。)とは次の条項により、飼育動物の診療および飼育指導等について、委託契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、〇〇区(市)立小学校・幼稚園における動物飼育が円滑に行われるよう、甲が乙の協力を得て実施する支援活動の内容・手順等を定め、動物飼育を通じた情操教育の質の向上を目的とする。なお、ここに定める動物とは、〇〇区(市)立小学校・幼稚園で飼育されている哺乳類、鳥類とする。

(業務内容)

第2条 乙は、〇〇区(市)立小学校・幼稚園で飼育する動物に関する相談を受け助言を行う。

- 2 定期訪問を行い、飼育動物の飼育環境の把握に努める。
- 3 動物の診療を行う。
- 4 動物の死亡時には遺体検案を行い、別に定める社団法人東京都獣医師会と動物霊園協会との間の契約にもとづき、埋葬の手続きを行う。

(契約期間)

第3条 この契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙双方から何の申し出もない時には、この契約は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(委託料)

第4条 上記第2条において定める業務に関わる委託料は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

(委託料の請求)

第5条 乙は、業務報告書等を添えて、委託料を甲に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、業務報告書等の内容を審査し、適正と認めた場合、これを請求の日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約外の事項)

第7条 本契約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合には、甲・乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲と乙とが各々記名押印して、各自1通を保有する。

平成□□年□□月□□日

甲 〇〇区(市)長

印

乙 東京都獣医師会〇〇支部支部長

印

契約書(ひな形)に対する説明書

(名称について)

例えば

1. ○○区(市)立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書
2. 学校飼育動物に関する契約書
3. 学校飼育動物の飼育指導ならびに診療に関する契約書

ただし、飼育指導という言葉を用いるときには、教育現場が獣医師の介入を必要以上に恐れる場合があるので、注意を要する。

(目的)

事業内容または目的を具体的に明記すべきである。特に、上記の契約書名称の中に、動物支援活動や学校飼育動物事業等の言葉が用いられない場合には、目的の条項は必須であると考えられる。また、目的とは、東京都獣医師会の学校飼育動物活動事業要綱で記している様な精神論ではなく、学校飼育動物に対する飼育支援、診療等具体的なものを記す。

(業務内容)

1. 飼育支援(指導)、飼育相談
2. 定期訪問
3. 診療
4. 死亡時の遺体検案

の4つを柱として、必ず明記する。

(契約期間)

1年づつの継続契約が望ましい。

(委託料、契約金)

契約金は、診療業務の内容や、飼育指導の回数等一つ一つの単価を出して契約するよりも、全ての業務内容を一括して契約する方が、業務や契約に幅を持たせることができるので推奨する。

目安として、最低1校3万円以上とする。これ以下で契約をすると、業務内容の4項目全てを網羅して活動することは厳しくなると考えられるからである。因みに現在最高で契約しているところは、6万円である。

(業務報告)

1年間の業務内容の報告書を作成し、行政側に報告する。また、その報告書を本会の学校飼育動物委員会にも提出する。

(契約相手)

契約は、各市区町村またはその教育委員会と獣医師会(支部)との間で行われる。個人契約とすることは好ましくない。

学校訪問指導マニュアル

I 学校での動物飼育の意義と獣医師の支援

この何年ものあいだ、青少年の問題行動として

1、自己中心的である 2、人と関われない 3、生命観が未熟である(殺しても悪いと思わない)の3点が報告されており、非常なる事件が引き起こされている。これらは、家庭教育が役割を果たしていないためと考えられている。

このため、文部科学省は平成4年の学習指導要領生活科に、学童が学校教育の中で飼育を通じて、心の教育、生命科学の教育や、それに係わる様々な刺激を受けるようにと、「動物や植物を飼ったり育てたりして」と、明記した。しかし、現実には 教員は飼育に関して講義や訓練を受けていないため、その維持に数々の問題点が生じ、それが学童の気持ちを傷つけることが見られてきた。

昭和50年代から、各地で地域の動物病院が、学校や、あるいは動物を抱えた飼育委員やその親たちから助けを求められて、学校に係わることもみられてきた。現在全国的に多くの開業獣医師が無償治療などで学校を支援している。

(1) 学校での飼育の問題点

住環境の悪化と世話不足(過繁殖・飼育舎の構造の不備・教師の知識不足)、動物に愛情を持たず、生活している生き物という認識が少ない、などの問題があり、これらの結果、飼育舎の動物は、よく生まれては死亡する、怪我をする、餓死する、雨で溺れ死ぬ、真菌性皮膚病、寄生虫などが発生する、などの生活を強いられている。

これら、大人が対応できないまま、動物をこの状態において、子どもたちに見せていることが、子どもたちの心を傷つけ、あるいは生命に鈍感にさせてしまうのと、逆効果が懸念される。

1) 従来多くの教師の飼育に対する考え方

教育大学の授業には飼育に関する講座はないため、動物と人の関係を理解していない教師が多い。

*子どもの傍に動物がいて子どもが餌と水を与えていれば、こどもの成長に良い影響がある。

*動物が生まれたり死んだりする事を見せることで、子どもの気づきを誘い、それが教育になる。

*子どもが動物の事で物を考え、何か対処すれば、とても良い経験となる。

*沢山生まれても弱い動物は死に、強いのは育つが、これは自然である。(自然淘汰)

*実際には、教職課程でも飼育については教えてもらっていない。また、子供の時から動物を飼った事がないので、わからない。

*子どものことで忙しいので、動物には本気で関われない。子どもに任せている。

*動物にお金を掛けるなら、子どもの教育のための消耗品を買いたい。

*学校の休みのとき、動物は2、3日世話をしなくても、大丈夫。

*獣医師など外部の人が、虐待などを検査にきたら困る。(圧力団体に思える)

*植物の方が世話がなくて、死なないので楽だし、動物愛護法の問題もない。

*休みのとき大変だし、生きているから、自分はやりたくない。なったら困る。

— 週休2日になり、世話は無理だから、今いるのが死んだら飼育はやめる—

2) 動物がどのように子どもの成長にかかわるか

*可愛がってこそ子どもの心に命の大切さ、愛情、他への共感を伝える。

- *かわいがっているこどもにとって、動物は我が子と同じような存在である。
- *動物を大事にするということは、子どもの心を大事にすることである。
- *生まれては死ぬに任せている飼育は、子ども達を死に鈍感にさせてしまう。
- *弱い存在の動物が困っているときに、大人が何の助けも示さないのは、子どもに無力感をもたせる。
- *弱い動物を心配する子どもの心を大事にすることで、愛情と責任を教えることができる。
- *子どもの大事にしている動物を大事に扱うことによって教師は敬愛される。

3) 獣医師のすべきこと

子どものため、また学校が社会から責めを受けないように、上記2)のような飼育を学校に伝え、学校を支援する。また子どもと動物の交流を手助けする。

(2) 望まれる学校獣医師の役割

(獣医師と学校にとって無理をしないことが大事)

1) 学校獣医師の活動目的

- ①「子どもが動物に情を感じる飼育」を実現するよう、助言、支援する。子どもたちが「世話は面倒だけど可愛いからほって置けない」と感じられる飼育に。
- ②人と動物にとって心地よい環境管理法を伝える
環境衛生、食品衛生の知識で、必要な衛生維持法を伝えるが、管理は予算やそのほかを考えながら学校がすることである。
- ③学校が飼育のことで、社会からそしりを受けないように助言・支援する

学校獣医師の役割

情のある飼育ができるよう支援助言
(動物の有用性、命の大切さを伝える)

教師、児童への動物愛護教育指導
保健衛生指導
飼育動物の健康診断
教員、児童への飼育指導
飼育動物の疾病の予防と治療

2) 獣医師の飼育支援活動の概略

①相談窓口：学校の相談にのる

教育委員会を通じて、獣医師会の目的、相談、受付動物病院の名簿など受付方法の資料をしめし校長会などで紹介する。教員も獣医師も時間が不規則であるためFAX・メールなどを使う。学校から患者をつれて来院するときは、前もってお互いの都合を打ち合わせる。

②飼育指導：

講習会・連携初年度は、全施設から教員や管理者（校長など）を集めて講習会を行うのが良い。できたら毎年行くと効果的である。

飼育の意義、現状の課題、改善方法、動物介在教育のための飼育方法、子どもとの動物の関係などを話す。できれば講義の後、教師に動物を接触させて、動物への感性と接触方法を伝えと良い。飼育方法を字で説明するより飼育の良い実例をしめし、また実際に体験をさせることが重要である。

定期訪問・定期的な学校訪問活動を行い、飼育現場を見ながら校長、教頭、担当教師と交流し、健康診断をし、飼育の意義、より簡単な飼育法、衛生環境改善などを、雑談を交えて伝える。

なお飼育環境や方法を改善するのは学校であって、獣医師は良い方法を示し、助言するにとどめること。信頼を得るにつれて、強く話しても学校に真意が伝わるようになる。

③飼育支援の連絡会議・・・支援活動の成果や次年度の活動方法などを、教育委員会、校長会 獣医師会、時にPTAなどと協議する会を設ける。

——（以上3点が必要最低限の活動内容だが、学校の希望により授業支援も行う所が多い。）

④授業支援：学校の希望により、獣医師の知識と技術をもって授業に協力する。

II 学校訪問指導の実際

(1) 学校訪問時の注意点

訪問は地方によっては獣医師の数が少ないため、難しい所はあるが、多くは動物病院の近くの小学校等を訪問する制度にして、往復を交えて1時間程度で終わるようにして、昼間の往診時間内に済ませるようにする。

1) 身だしなみと挨拶（だれと話あうか）

校長先生に必ず挨拶して、校長室に座ってお茶をご馳走になりながら、雑談の中で飼育に関して話し合う。校長先生は対外的に

いつも礼儀を守る立場であるので、スーツ姿でおられる。獣医師も必ず清潔でしわのない白衣を着て訪問することが大事である。あるいはスーツに身を固め、動物に対応するときは白衣を着ること。

校長先生と挨拶してから、多くの場合校長室で校長先生や教頭先生とともに飼育担当の教師と話しあい、質問などを受ける。

これにより、担当教師が交代しても、校長で話がつながり、校長が転勤しても教員と話しが繋がっていく。結局、地域獣医師が長く学校を見守ることになる。

なお、教員は大体長くて5年で転勤するが、転勤先でまた飼育への獣医師の支援を広げることができる。

2) 獣医師の話の方向

獣医師が学校の飼育の悪い点を指摘したまま終わるのは、無責任であり、学校からの信頼を得ることはできない。改善が難しいときは、学校と一緒に悩んで少しでも良い方法を考える立場、学校に寄り添う立場ということが大事である。

3) 学校との話し方

動物について系統的には授業を受けていない教師が今まで苦勞してきたことを尊重して話あう（学校獣医師制度行政との関わりの「学校へのアプローチ・学校関係者との話し合うときの注意」参照のこと）

(2) 理解してもらいたいポイント

飼育の意義を確認しないと、学校は動物に手間をかけることができない。だから飼育の意義を雑談の中でしめす。

人と動物の関係などを踏まえて（I章（1）2）などを説明し、子どもに良い影響を表すための飼育条件や、実際に良い飼育事例などを紹介する。（参照「学校飼育動物と生命尊重の指導」）

1) 学校での動物飼育の目的（教育的意義）

いろいろあるが、その重要な部分を教育関係者と検討して下のようになっている。

命の大切さを学ばせる・・・生命尊重・責任感

愛する心の育成をはかる・・・情愛教育、人の土台づくり

人を思いやる心を養う・・・共感、感受性を養う 協力

動物への興味を養う・・・知識欲の刺激 観察力、洞察力、科学への入り口、冷静な視点

生きる力を養う・・・ハブニングへの対応、工夫、判断力、決断力、

緊張を緩める・・・癒し、人間関係改善 男女コミュニケーション訓練

マザーリング（育児の擬似体験）・・・糞尿の世話や、庇い育てる体験

飼育支援の活動内容

日常の相談相手：委託獣医師（FAX利用）

飼育指導：講習会 定期学校訪問 意義 飼育法 健康診断

衛生指導ほか

ゲストティーチャー：生活科

総合 理科 道徳 ふれあい

飼育支援の連絡会議：教育

委員会 校長会 獣医師会

PTA



小さく頼りなく、また言葉をもたないけど自我のある存在になれる。

—— 以上の意義は、動物を可愛いと思って初めて得られる。 ——

動物への接し方は、子どもの心の指標になる

・生命観の未熟さ、ストレス、病的状態などの指標

動物に辛く当たる子は、自身がストレスを受けているか、動物への感性が未熟か、脳の障害が考えられるため、いずれにせよ親を含めてケアをする必要がある。特に脳の障害（行為障害）は、5,6歳から片鱗が現れるが、つらい病気である。回りにいるものは、あらゆる兆候からこの病気を早期に発見して、ケアしてあげることが大事である。身近な動物はよい指標となる。

2) 学校での動物飼育の分類と基本飼育について

学校での飼育には下の4つの目的が考えられるが、小学校時期、子どもに愛情と共感を養い、生命科学的な刺激を与えるための飼育が求められる。つまりいわゆる学校飼育動物とは、①の愛情を伴うペット飼育を意味しこれを基本とする。この飼育が確保されていれば他の飼育の効果も増すことができるが、他の③、④は、維持が大変なので農家、動物園などへの訪問で行うことを考える。学校では飼育の負担を軽くし楽しむ時間を確保して、愛情を培う方がよい。

脚注*愛情（ペット）飼育とは、人が一方的に動物をおもちゃ的な（ペット）にするのではなく、動物とともに育つ仲間として動物の気持ちを汲み、情を交わせながら行う飼育であるが、ここでは一般に広く使われている（ペット）という言葉を使っている。

（飼育の分類）

①愛情を伴うペット飼育（基本飼育） ・ ・ともに過ごす ・ ・死の準備教育（死の理解）

主に小型哺乳類と愛玩鳥が親しみやすく、効果が大きい。

②理科の観察飼育（理科飼育） ・ ・教育課程に沿って行われる。口を出さないこと。

③生活への関わりを理解する家畜飼育 ・ ・農家の協力が必要。

学校で維持するのは負担が大きい。

農家への訪問ではダイナミックな体験を得られるが、先に基本飼育をして動物への感性をやしなっておくと効果が得られる。

④その他、展示飼育 ・ ・きれいな、あるいは珍しい動物を飼育する

学校では飼育せずに動物園の活用を考えたい。これら本来は野生の動物を彼らがノイローゼにならないように維持するのは大変である

なお家畜飼育については、基本飼育を体験し動物への感性が養われた後に行えばよく、中学、高校での活用を考えたい。広く、深い知識と体験効果が得られるだろう。特に、たとえカイコであっても最後に飼育した動物を殺す事が予想されるときには、最初に、子どもたちに（カイコなら絹糸や絹織物を見せて）飼育目的を認識させておき、動物に名前もつけないで、子どもに情を湧かせないような注意が必要である。肉にする豚に名前をつけて可愛がる飼養者はいない。

なお、哺乳類や鶏くらい、感情を見て取れる動物を飼育すると、子どもたちは殺す予定の家畜であろうと心から可愛がってしまう。子どもは可愛がる動物の親の気分になって情愛をかけている。わが子を殺されて平気な親はいない。またいくら可愛がっても、自分の都合で殺せるようになることを、小学校で教えることはないだろう。小学校では、人を信頼し、愛情を教えるべきであろう。「子供が情愛をかけている動物を殺してはならない」ということを基本とする。なお家庭環境は様々であり、動物の見方も異なることから殺す家畜飼育は中学以降にしたほうが良いだろう。

3) 学齢による飼育教育のあり方

（長い間学校獣医師として関わってきて、また発達心理学や理科教育の専門家と話し合った結果、飼育教育のあり方を下のように検討し、発信している。中川美穂子）

幼稚園：子どもたちが持ち込んでくる小動物を大事に飼育して、自然に対する畏敬の念を伝え、また生物界への視点を開く。また小さな哺乳類や愛玩鳥をクラスの近くで飼育する。

1. 2年生：（親しむ）比較的いろいろなものを垣根なく受け入れられるこの年齢のときに、哺乳類や愛玩鳥を飼うことは、将来の人生に深い影響を及ぼす。ごく自然に親しめるように教室にあるいはその近くで生活科として、身近な飼育を行う。この年齢の子は、飼育舎を管理することは無理である。しかし、この年齢のときに動物と親しむ体験しておかなければならない。

3. 4年生：（観察・追及）飼育舎の飼育を1年間行う。3年の2学期から始めて、4年の2学期に3年生を指導しながら手渡すと良い。3年生は体力も感受性も強くなっており、外界に関する興味が広がる時である。飼育で動物に関わることで、道徳的や理科的な刺激を受け、心の贅を増やし、広い世界を見ることができよう。

5. 6年生：（発展）それまでの学年で動物飼育にかかわっていれば、高学年で関わることはない。実際にこの学年は忙しくなっており、いわゆる飼育にかかわるには無理がある。教室で小さなペットを飼う程度にとどめる。

しかし、それまで体験した生物とのふれあいや世話をもとに、たとえば魚などの解剖やチャボの卵の孵り方、体の構造と臓器の働き、野生動物と人の病気、公衆衛生の意味（衛生観念）、日本の生態系保護、動物園の意味、人のために働く動物たち、食料としての家畜など、そしてそれに関わる人々たちなど、様々な課題を見つけて追求できるだろう。

中学から高校：教育とはべつであるが、中学ではクラス内にペットがいるほうが、友人関係を改善し、気持ちが安定すると思われる。

また、解剖については、子ども（家庭を含めて）の抵抗感が強く、実践については必然性と目的が重要と小学校の先生方は話している。食べるという目的で「魚屋から購入した食べられる魚を解剖して、内臓の勉強をした後に身を焼いて食べる」方法が比較的抵抗なく子どもに受け入れられるとの話もある。しかし、夫々の家庭の考え方もあるので小学校では解剖を行わない傾向が強い。

なお、どの学年でも飼育中に死んだ動物を、子どもたちは死因究明のために獣医師に解剖を望むことが多い。解剖後、写真などで説明すれば、だんだんに解剖に立ち会う子も出てくる。解剖のおぞましきより、愛する動物の死因を知り、「死なれた悔しさを治めたい」と感じるようである。

4) 動物種の選定とふれあいの基本

愛情を培えるよう、子どもが動物の感情を理解しやすい種類を選ぶ。つまり感情を表せる動物を飼う。具体的には文科省のマニュアルに挙げてある動物種が世話も簡単で一般的である。

そして、まず動物に名前をつけて個と個の関わりを作り、その動物を学校全体で把握できるように 体の特徴と名前を飼育場に掲示しておく。そうすれば動物の性格も識別できるようになる。

動物飼育が子どもによい影響を与えるためには、子どもが、自分がする事を動物はどう思っているかを常に考えながら、動物の暮らし易いように工夫して接するのが基本である。また動物を怖がらせないように優しく接する。乱暴に扱うと、動物は逃げ回るように育つ。なお、動物は、丁寧に扱わないとすぐに死んでしまう。丁寧に可愛がっていれば、動物の死を悲しむことができる。

動物になつかれ情を通じた子ども達は、「動物の世話は面倒だけど、可愛いからほって置けない」といい、動物のために喜んで工夫する。彼らは「飼育でうれしいことは、元気に餌を食べよい糞をしたとき」と、答えている。これは赤ちゃんを育てる母親がオムツを換えるときに便の状態を確かめて、よい便だとほっとすることと同じ心境である。つまり子どもにとって動物は、我々大人にとっての「わが子」と同じといえる。このような飼育で「自分では餌も水も用意できない動物の気持ち」を思いやることができれば、朝の餌と水遣り、夕方の餌と水遣りと掃除などは簡単に出来るようになるだろう。

5) 休日の対応：学校での飼育の最大の課題

最近行われている対応は、飼育当番の子が親子で学校に来る親子当番と、校内から親子ボランティアを募り飼育の子に教えてもらいながら休日の世話を手伝う方式である。どちらもたまの親子の共同作業となり、

親子のふれあいを助けている。

教室内で飼育している小さな動物たちは、毎週金曜日に交代で子どもたちが家に連れ帰ることが行われている。当番の子が「いつもはみんなのペットだけど、今日は自分ひとりのペットになる」とうれしげに連れ帰る姿が報告されている。

また「教育のために必要な飼育」と位置づけ、飼育担当の教師だけが休日の対応をするのではなく、教員全体で支える学校も増えている。この場合学年で1年間飼育する体制をとっている学校が多い。

なお、地域のボランティアを活用する事例があるが、彼らは時に、こどもより動物を大事に考える時があり「子どもに触らせない」「かわいそうだから自分が引き取りたい」など発言するなど様々な問題を生じている。親御さんのネットワークを作るようにしたい。

6) 子どもの安全への配慮

入手法：子どもへの健康被害を防ぐには、実験動物業者など信用できる業者や家庭から病気がない動物を入手し、世話が行き届く程度の匹数にとどめれば、動物の住環境も心地よく維持でき、飼育の手間もかからない。糞の捨て場や餌の調達の苦勞も少ない。また少ない動物を綺麗に維持すれば、人へのアレルギーの原因となりにくいといわれている。

扱い法：(きれいな動物を導入して、きれいに飼い、常識的な接触をする)

噛まれないように優しく扱い、また暑さ寒さ、湿気を調節してやり、ネズミなどの野生動物はウイルスなどの危険があるため接触させないこと。また、餌の管理に配慮し、特に乾燥飼料をネズミや、カビなどの汚染から防ぐため、蓋をして涼しい所に保管する。1ヶ月くらいで消費できる量を購入すると良い。なお、土や動物に触った後には必ず手を洗わせるのを常識にさせる。

(3) 飼育舎での飼育

1) 飼育環境の基本 (「学校飼育動物のすべて」より)

学校の飼育舎でのトラブルは、飼育動物の増加を抑え、飼育舎の構造改善と管理をしっかりおこなえば、解消される。飼育数を適切にするための去勢手術が不可能な事例でも、オスの隔離で解決するなど、飼育舎の構造による所が多い。なお、世話不足への不安は、子どもが親しみ易いところに動物を置いて、子どもも教師も動物を忘れないような飼育をすれば、ほぼ解消する。

また、動物が健康に過ごし、子どもにとっても衛生的であるためには、下の3点を考慮して飼育舎を設置する必要がある。

- ①乾燥を保ちやすい：菌や寄生虫が増殖しないように飼育舎を清掃したとき、床が乾燥しやすいこと。また必要なら消毒ができるように配慮する。
- ②清掃しやすい：子どもが毎日掃除するので、負担が大きすぎると、子どもたちは掃除に追われ飼育を楽しめない。動物をかわいいと思って初めて子どもたちは、動物の死を悲しいと思うのであり、それには世話の大変すぎる飼育は避け、掃除しやすい飼育舎を作るようにする。以上のことから飼育舎の床には防水コンクリートを推奨している。
- ③居住性：日々動物が生活するのだから、冬季には風を防げるように、夏季には風通しよく、また雨などが振り込まないようにする。また、野鳥、野生動物や、ねずみなどの害獣が入らないように工夫する。

2) 飼育舎の建て方

1、設置場所：

①子どもへの親しみやすい場所に作る。

よい構造の飼育舎を建てても子供たちの意識から外れると、管理そのものが疎かになる例が後を絶たない。昇降口の付近、教室の近くなどの校庭に設置するように勧めたい。

②給食準備室の近くには作らない。

学校は衛生面を心配するので、鶏の糞が粉になって舞うことを考えれば、給食室の近くに設置しないように指導する。これは保健所も以前から指導していることである。

2、季節の居住性

現在、日本中で同じような構造の飼育舎が建てられているが、例えば九州と北海道では気候がまったく異なるのは当然である。そのために冬になると北海道では飼育舎の扉が凍り付いて開かなくなる、動物が凍死するなどのトラブルが報告されている。なお、ヨーロッパでは雪が降るため飼育舎を建設しない。子どもたちのペットは教室に内で飼育するのが普通である。

また、夏の日差しをしのぐ工夫が必要である。飼育舎の屋根の上に大きな落葉樹による日陰を確保すれば、夏の暑さをしのげるだろう。また、冬には日当たりを確保できる。

学校により、夏季と冬季で動物を置く場所を変えるところもある。生きているのであるから、きめ細かく対応する必要がある。

「コンクリート床のときの留意点」

ウサギたちは、土に潜って暑さ、寒さをしのいでいることを考慮すること。飼育舎が落葉樹の下にあれば夏涼しく、冬は日が当たる。また冬には木製の巣箱を必ず用意して、地域によってはわらなどの巣材を入れたり、部屋を暖房することも考慮すること。夏の場合、どうしても暑ければ涼しいところに別荘をつくり、移動させること。

3、居室構造の留意点

- ①広さ：広くても6畳にとどめ、掃除がすぐに終わるように考慮する。運動場があるならそれ以下でも大丈夫である。これに生活させる飼育数は2・3匹程度と考える。2匹の方が落ち着くようだ。
- ②基礎：水が流れ出て、また乾燥を保つために基礎はたかくする。人家の床面と同じ高さがよい。
- ③屋根(形、素材)：屋根は暑さを防ぐように断熱効果のある材質を使う。また雨が振り込まないように、十分に軒を出した切妻構造にする。
- ④壁：南面は網で日照を確保する。北面は風を防ぐように壁にするが小窓をつけて夏には開け放ち風通しにするとよい。ただし、動物が逃亡しないよう、また野鳥や野生動物が入り込まないように金網やネットをかけておくこと。もちろん雨の時には窓を閉める。
東西の壁には袖壁をつけ、風雨を防ぐ場所を確保しここに巣箱を置くこと。
- ⑤床：今までの飼育舎は、穴を掘るウサギの習性を考え土の床が主流であった。しかし、これでは児童がウサギを見ることもままならなかった。つまり、近寄ると穴の中に逃げ込み飼育している数も分からなくなる。しかも穴の中で繁殖するため、管理がまったくできない。児童は飼育していても、ウサギへの親しみの感情をもてずに、夏休みなどのときは当番を忘れることにもつながる。
そのため、現在は排水溝を完備させた防水コンクリートの床が推奨されている。改修が困難な時は、ウサギが潜らないように、土の深さを10センチ以下にする。この場合は土の下にはウサギなどの逃亡を防ぐために浸透性のコンパネを全面に敷き詰めるか、割栗石を50センチ以上の厚さで敷き詰める。少しの間隙があると、重い敷石でも穴をこじ開ける。ブロックは役に立たない。

4、付帯設備

①運動場

運動場は土の床にするが、ウサギが潜って行方不明にならないように土の深さは20センチまでがよい。土の下の構造は上に書いたのと同じである。なお、ここは屋根を作らず雨や日光で自浄作用を期待している。が、年に1度表土の交換をしたほうがよい。

②資材室

動物舎には餌や掃除道具などの保管場所が必要である。1畳ほどの広さに壁に掃除用具などをかけるとよい。なお、餌は湿気や気温が高いと変質するので、涼しいところに保存する。

③給水設備

飼育舎の洗浄や、子どもが動物との交流の前後の手洗いのため、給水栓が必要である。飼育舎の外部、出入り口の横に設置するとよい。なお、石鹸を常備して良く泥を落とす洗いを指導する。

④排水設備

コンクリート床を水で洗浄する。洗浄の前には掃除で糞などを掃き取るが、排水溝は作らずに排水口に

向けて傾斜を取ればよい。排水溝を作るときは、ウサギの糞や毛がとりにやすいように、浅く作りまた幅は12センチくらいあると糞かき棒やスコップなどを使いやすいだろう。なお、排水口には糞や毛が落ち込まないように、細かい網をかける。

⑤糞の処理設備

ウサギの糞はコンポストを複数用意して堆肥にする体験も用意したいが、堆肥になるのに何ヶ月もかかるので、殆どは、そのつどゴミに出すのが良いだろう。そのためには飼育頭数を少数にとどめ、糞量と労力を過大にしないこと。25匹のウサギだと毎日バケツ3杯の糞を片付けるようになる。

⑥隔離設備・ケージ

動物が病気になった場合、ほかの動物と離して治療する必要がある。または、新しい動物を導入するとき、しばらく古い動物とは離して飼育し、お互いに慣れてから一緒にさせるとよい。そのために、隔離用設備を整える必要がある。

隔離用に別室を用意しておくより、折りたたみケージを用意し、治療は校内の目が届くところにおいて行うほうがよい。また、夏休みなどのとき、この隔離用ケージにいれたまま、ウサギなどを家庭に預かって貰うことができる。

3) 飼育舎での管理

飼育舎を常に清潔に保ち動物を健康に飼育するためには、日常の清掃、飼育する動物の飼育数の厳守、餌や水を適正にあたえることが重要である。

1 施設管理

学校では何者かが入り込み元からの動物に危害を加えたり、あるいは新たな動物を入れてしまうことがある。このような外部からの進入を防ぐために飼育舎には必ず施錠をしておく。

2 動物の管理

飼育舎の動物が、心静かに健康に生活するには以下のことに留意する。

①動物の適性飼育数

原則として少ない動物を丁寧に飼えるように、繁殖を計画的にして適正数を守る。多くの学校の飼育舎の居室の広さでは1部屋に1種類の動物を飼い、ウサギなら2、3匹、チャボならオス1羽にメス1から3羽に決める。それ以上に増やすと動物間のけんかが増える。また糞の処理など世話の負担が多くなり、掃除の負担が多くなる。子どもにはすぐ掃除が終わって楽しめる時間をもてる飼育をさせるべきである。

②導入に際して

現在の日本では、動物からの病気で死ぬ人はいない。が、常識として、動物から児童が病気をもらわないようにするには、まず、病気がない動物を導入する。獣医師がついている学校間のやりとり、また、しっかりした動物商や実験動物業者から病気がない動物を導入するようにする。また、導入の時は、必ず獣医師の健康診断を受けさせる。

夜店で買ったひよこなど、各家庭で不用意に飼育した動物を飼育舎に引き取ってもらおうとする親や地域の人が多く見られる。特に衛生的に管理されていない、また未知の部分が多い野生動物や輸入動物を学校に置いてはいけな。同じ意味で学校に捨ててあった動物を飼育舎に入れないほうがよいだろう。また、不用意に飼育舎に入れたとたん、雄同士なら特に、古くから群れを構成しているウサギたちが、新しく加わったウサギをたちどころに殺すことがある。

飼育に際し、規制飼育数を守り、また病気を予防し、事故を少なくさせるためには、「予定外の動物を入れられない」と、獣医師の助言があれば、学校は安心して持ち込みを断ることができる。

特にゲッシ類は、ハンターウイルスなど人に影響するウイルスを持つと心配されているねずみと同類なので、導入の際、動物を選ることが必要である。(港湾部の野生ねずみの50%が陽性との報告もある)野生ねずみと遭遇しているのは、避ける。

③検疫並びに鶏類の病勢鑑定

飼育舎に新しい動物を導入するときは、動物病院で外部寄生虫、内部寄生虫、皮膚病などをチェックする。その後、必ず3週間は別に隔離して検疫する。この間に変化が出た動物はすぐに治療、あるいは病気によっては家畜保健衛生所に届ける。なお、鳥の病気は常に家畜保健衛生所のご協力を得て、病勢鑑定をするようにしたい。

動物を検疫をしないまま飼育舎にいと、新入りが病気になったとき、全部の動物を診療と、飼育舎の消毒が必要になる。

④ワクチン接種

学校でもしも犬や猫を飼うときは動物の健康を守るためと、人への防疫ということから各種ワクチンを接種するだろう。トリ類にもまたたくさんワクチンが用意されており、同じような考え方を学校に示すことも必要だろう。また家畜行政からすれば、基本的には「家畜を守ることを考えれば、一般の人は予防体制が甘いから家畜を飼わないで欲しい」と言う。動物園と同じように、大事な鳥たちには長く安心して飼育できるようにワクチンを勧めたい。

しかし、養鶏場のように年に何度も接種できないだろうから、予防効率はあまりあがらないが、打たないより年に1回でも打って欲しいと家畜衛生の方々のご意見である。

しかし、ワクチンは500羽から1000羽単位であり、融解後1日しか保存できないため、適用には難しい問題もある。1日で管内すべての飼育舎を手当てすることは不可能だろう。

現在、ワクチン接種を学校への支援活動に加えているのは埼玉県所沢市、川越市と岐阜県である。岐阜県では、獣医師会が家畜保健衛生所に預けてあるワクチンを、必要に応じて使っている。

なお、動物園ではすべての園が予防しているということはないが、大事なトリは接種しているとのことである。内容は、ニューカッスルと伝染性気管支炎が主なもので、地域により鶏痘、コリーザなどを加えているようだ。オイルやアルミゲルの不活化の混合ワクチンを年に1、2回接種するところが多い。近くの養鶏所がワクチン接種するときに、都合してもらって一緒に接種すると、その地域の病気を予防することにもなるので都合がよい、という意見もある。

⑤動物種の選定

飼育舎では動物が安心して生活できるように、異種動物を同じ居室に入れてはならない。また1居室にオスを複数入れてはならない。一家の主は1匹だけにしないと、覇権を争うことになり怪我が絶えなくなる。つまり一部屋に一家族で生活させる。

3 清掃管理

①目的

動物が清潔に暮らし病気にさせないため、毎日の清掃をする。自然界にいれば動物は自分の排泄物の中で暮らすことはない。彼らが気持ちよく生活することを子どもたちの喜びと感じられるような飼育にする必要がある。

②器具

通常の掃除道具の箒、ちりとりのほか、コンクリートの床を洗浄するデッキブラシと床にこびりついた糞をとるための用具が必要である。スコップ、糞かき棒、パテ塗り用へらなど

③子どもの準備

毎日きちんと清掃していれば糞が乾燥して舞い上がらない、が、もしも乾燥した糞が埃となって舞い上がるような時は、カビも舞い上がっている、マスクをする。また水洗いをする場合は、長靴を履く。

④回数（「人は日に何回ご飯を食べているか」を思い出してもらうこと）

通常、学校では日に1度、昼休みや放課後に掃除や給餌するだけのことが多いが、本来は1日に2回必要である。朝に、夜の間たままった排泄物を清掃して新しい餌と水を与え、放課後に丁寧に掃除して給餌をする。

特に休日には3日も放置する場所が見られているが、動物にとっては過酷な状況であり、これをなんとも思わない飼育ならば、教育的効果は殆どないだろう。

⑤方法

(コンクリート床の場合)

- *水洗いをするときには、動物を飼育舎から運動場に出す。運動場の無い所では、校庭を散歩させておくか、ケージに入れる必要がある。
- *餌箱と給水容器を洗浄・前回の餌の残渣、水を捨て、タワシなどブラシを使って容器を洗浄する。容器の水気を取り、新しい餌・水を入れる。
- *床の掃除・床についている糞や毛などの汚れを掃きとる。こびりついている糞は、スコップや糞かき棒などでよく擦り取る。
- *排水孔・穴のところに毛などの汚れを取り、水の流れを確保する。
- *床の洗浄・デッキブラシでこすりながら水を流し床を洗う。排水孔の汚れを取り除く。
- *動物を入れる・飼育舎が乾燥してから動物を、餌を置いた飼育舎に戻す。

(土床の飼育舎の場合の注意点)

土床の場合は洗浄が不可能である。また毎日箒ではき、土の表面をこそぐようにして糞をとっても、土にめり込んだ糞やごみを取ることも不可能である。土全体が湿って、糞尿でぬるぬるするところも見られる。このような時、年に1度は表面から30センチの土を全取替えをする必要があるとされているが、多くの学校では実施していない。また、現実には新しい土の確保と古い土の捨て場に困るだろう。古い土については、加熱消毒が理想的であるが、不可能である。業者に頼んで捨てることになる。あるいは土中深くに埋めると良いといわれている。土の床は現在のところ衛生上の問題を引き起こしていないように見えるが、糞尿の中で生活する衛生上の問題、またウサギなどの管理上の問題が大きく、やはり早期にコンクリート床に建て替えるほうが良い。

4) 掃除後の動物と子ども(世話の時間を短くたっぷりなふれあいを!)

掃除後、動物が餌を食べるさまを子どもは観察して、動物の状態を把握し日誌に記録する。また食事を終えた動物と親しく遊ぶ時間を確保させたい。子どもの活力を養う時間になるだろう。その後、子どもは手をよく洗い、動物の世話を終える。なお、飼育日誌の雛形は、文科省の手引き、中川の資料などに収録されている。

(4) 教室飼育

1) 飼育舎飼育との比較

小学校での飼育は愛情を基本としての人格形成を期待して行われるのだから、学校では、動物を子どもの身近なところで、丁寧に最後まで飼うようにする。そのためには、世話の簡単な種類の少数の動物を、常に子どもの目が届くように、身近な教室や廊下などの校舎内で生活させる。このように基本としても愛情(ペット)飼育が確保されていれば、子ども達は他の理科観察の生物や、農家や動物園で観察する家畜や珍しい動物(展示動物)からも深い刺激を受けられるだろう。最近、文部省の担当官も、飼育舎以外の飼育も考えてみようと呼びかけている。つまり教室飼育や休日に小動物を学童に持たせて帰宅させることを示唆している。どんなに動物とのふれあいが子どもに良いと言っても、めったに行かないような校舎から遠く離れた所に飼育舎があれば、余程好きな子どもしか動物と触れ合わないだろう。しかも日常的に動物に触れるのは一握りの飼育委員に限られてしまうことが多く、多くの子は動物を実感できない。また、飼育舎の建設に費用がかかり、その維持にも(金網や、屋根が破けたり、下水が詰まったりする。)非常に努力と費用がかかる。一方、教室内でモルモットなどの小動物を飼育すれば、飼育箱、餌などの費用はそれほど多くはない。しかし、教師個人が餌などを負担する例が多く、また衛生面の不安を問題視するため、教室飼育は以前より減ってきてい



筑波大付属小3年 鷺見学級の兎

るのが現状である。

衛生面で言えば、病気発生後の消毒が必要なとき、現状の土の床の飼育舎を消毒することは不可能に近いが、教室内の飼育箱ならば、消毒は簡単である。毎日箱の床を乾燥させるように拭き取って清掃することができる。病気の無い動物を導入して、敷物(動物が皮膚に反応しなければ新聞が良い)が汚れたら交換してきれいに飼い、またよく手を洗えば衛生上の心配はない。

2) 準備

- ①担当獣医師を得る：担当獣医師は、動物の健康管理、飼い方、人の衛生不安、子どもへのふれあい法について、助言や支援をし、またそれを入り口として他の自然界や動物の知識を子どもたちに見せることができる。
- ②父母の理解と協力：動物をクラスで維持することで「皆で、弱いものを可愛がり、庇うことで、クラスの雰囲気は優しくなり、子どもたちの問題行動が減少する」などの身近に動物を飼う意義を父母に理解してもらう必要がある。そして、この教育飼育の目的のためには、長期の休みや土日の休みに学校に生きた動物を放置することはせずに、子どもたちに命の重みを教える必要がある。ご家庭に預かってもらうように働きかけることが必要である。このとき獣医師が先生の気持ちを支援して保護者に語りかけると、納得を得られやすい。学校の先生方の言えないことを、専門家として発言すると、保護者も納得するようだ。

3) 飼育形態

- ①クラスのペットとして愛情飼育：飼育期間は、このクラスが解体されるまでの期間なので、クラスが分かれるときは、だれかが動物の里親になることを保護者に話しておく。最後の3学期のとき、子どもたちは話あって、どうするかを話あう。話し合いは、「教師は引き取らない、誰も引き取り手がなかったら動物は死ぬかも知れない」ことを基本とするが、結局は子どもたちは「動物がどうしたら幸せになるか」を考えて結論を出す。一クラス30人に1、2匹の動物なので、2年間飼育した体験をもとに貰い手は必ず出てきている。中には、欲しいのに親が拒否するため引き取れない子どもが、友達が動物を引き取るのを我慢できないで、「飼育舎に入れておく」など主張する子も見られる。また引取り手が1匹に何人も申し出て、その子どもたちが別のクラスに分かれた後も、何年も交代で1匹の面倒みる場合も見られている。その話あいや苦勞がよい経験になると、担任の弁。
- ②生活科としての愛情飼育：多くの学校で試みられている。1年の2学期から飼育し、2年の2学期に飼育の指導をしながら新1年生に渡すのが安定してよいだろう。新潟市の紫竹山小学校では、このサイクルが確立して8年になり(平成15現在)、よい効果を生んでいる。また毎年一年のクラスが担当しているこれらの動物はオープンスペースにおいてあり、休み時間には全学年で触れ合うことができる。1年生から6年生までの子どもたちがすべて、1年のときにその動物に関わっているので、動物が死んだときは、皆で悲しみを共有することができる。

4) 動物の特徴と飼育法(「みんなで育てよう学校飼育動物」より)

理想的な飼育方法よりは、より手入れが簡単な飼育法を勧める。モルモットやハムスターなどは、プラスチックの衣装ケースで飼育できる。ケージを毎日ティッシュや雑巾で汚れと湿気をふき取り、敷いた新聞紙を毎日こまめに交換する。動物に新聞アレルギーがある時は、パルプのみの白紙を使うが、今のところアレルギーは報告されていない。なおティッシュにはビニールが入っており、動物が食べるとやがてお腹に詰まるので避ける。夏は暑さや湿気に気をつけるが、冬はダンボールをかぶせたりして寒さを防ぐ。ペットヒーターの利用や、ひよこ電球や、電気スタンド照射などを行う。モルモット：抱きごこち良く、優しい性格で甘えて鳴くので、楽しみが多い動物。小心もので、幼いときから穏やかに扱わないと怖がりになる。人を見て逃げ回ると親しみがもてなくなる。これは全ての動物に共通。跳躍力が無いので、蓋の無い衣装ケースに新聞を敷いて飼える。尿の多い動物だが、簡単にこまめに新聞を換えることができる。冬には、通気のため少しずらして蓋をして、寒さを防ぐとよい。

なお、隠れ場として木箱などいれると、下が尿で汚れているときに上に避難できるようだ。
ハムスター：跳躍力がないため、プラスチックの道具箱のようなケースに新聞紙を敷いて飼育できる。冬は寒さ対策として蓋を少しだけ開けて閉めるが、他の季節には蓋なしでかまわない（ねずみが入らないように注意）。またかくればとして小さな茶碗や紙の箱をいれて、毎日掃除する。

人のことにはかまわず、一生懸命な生活を見せてくれ、小さくて飼い易い。寿命も2年くらいと短い動物なので、生活科のうちに、可愛がった末に死なれる辛さを子ども達に伝えられる。優しく育てれば、おとなしくなるのが多いので、噛まれない様に、体をつかみ揚げないで、広げた手のひらに押し上げるようにして、両手で包む様に穏やかに扱う。ゴールデンハムスターのほうが性格的に落ち着いており扱いやすい。

なお、今のところジャンガリアンで、咬傷によるアナフィラキシーが報告されている。
近眼のため、階段や金網を登って落下することがあるのではしごを使わず平屋ケージで飼う。

ウサギ：古くから飼育舎で飼育されているが、教室内に置くとき、ウサギ用ケージに新聞紙を敷いて飼う。簡易トイレを入れておくと尿の世話は楽になる。意地のある動物で、気が荒いウサギは引っかき、蹴飛ばし、そして噛む事も見られるので、良く性格を見極めて穏やかに飼う。オスは去勢すると飼いやすくなる傾向がある。また特に、口の前に指を差し出してじっと臭いをかがせると、噛んで確かめることがあるので、決して子どもにじっとウサギの口の前に指を出させないように注意する。なお、群馬県獣医師会は、横にするとそのまま仰向けでじっとしているおとなしいホーランドロップ種のウサギを推奨している。

ケージ飼いの場合は、掃除のときなど、日に2回は30分ほど散歩させる。ケージ内だけにしておくと、性格も悪くなり、また筋骨が弱くなってしまうことがある。

なお、ウサギアレルギーでクシャミなどの呼吸器症状やかゆみなどを出す人が、時折見られる。
その人が、ウサギを部屋に入れて具合が悪くなるなら、部屋の中で飼育しないほうがよいだろう。

文鳥：小鳥はあまり触れないが、手乗り種は良くなつて可愛い。人と目が合うと頭の毛をふわっと立てて、羽をバタつかせて甘えることができる。鳥は知能が高い動物である。インコはさえずりがうるさく、また少し意地悪い性格だが、文鳥は優しくうるさすぎない。

なお、これらの小鳥は1日半の絶食で全て餓死するので、餌の管理に注意。また、小鳥も自分の糞を汚いと思っているので、毎日良く掃除をするように。羽毛や糞が粉になって舞い上がるような状態は、糞にカビが生えるので好ましくない。こまめに掃除をする。もしも、そのような状態になったときは、それが人に吸引され、呼吸器にカビなどがつかないようにマスクをして掃除をすべきである。

チャボ：優しい性格で、小さな種類のチャボなら教室内や教室の近くでケージ飼いができる。掃除中には外出させて、虫や草を土などを食べさせる。しかし、教室内ではうるさいかもしれない。

鶏類は寂しがりやで連れ合いが必要で、オスはメスをかばい、メスはオスを頼りにして生活する姿を見せてくれる。餌を与えればオスはメスに食べさせ、常に外敵を警戒する。連れ合いがない場合は、人に甘えてくるが、うまく意思が通じないとオスは子どもを煩がり、攻撃することもある。採卵鶏は威力があるので、危険な場面もあるチャボたちに接するとき、オスの気持ちを子ども達に伝え、オスの威厳を見守るようにすること。彼らは完全な夫婦である。ケージの掃除中は庭の虫を食べさせる。夏の暑さに注意が必要だが、冬もケージにダンボールをかぶせて、寒さを防ぐこと。

なお、鶏やチャボは、黒い点を突付く習性があり、人の目を突付く危険があるので、子どもとニラメッコはさせないよう注意する。

5) 教室内飼育への教師の心配点と対応法

教師は 衛生上の不安をあげて教室飼育を敬遠する場合が多い。少数の動物を清掃のしやすい飼い方をして、休日には持ち帰るなど健康に維持すれば問題はないと、安心感を与えることが必要である。

①動物由来感染症がうつる

きれいな動物を導入し、餌の管理をよくしてねずみなどに遭遇させないように飼う。ゲシ類には病気が多いため特に導入元を確かにする。また、外国には怖い病気があるので、輸入動物は飼育しないこと、同じように健康管理が及ばない野生動物も飼ってはいけない。なお、現在の日本では、問題のある動物由来感染症で人が死亡した事例は皆無に等しい。

②アレルギーを起こす

動物をたくさん飼わないで、換気よく、少しだけきれいに飼う。なお、ウサギはアレルギーの人が比較的多い。アレルギーの子は、動物と直接触れないようにして外回りの世話にとどめる。またアレルギーの程度により、抱くときにマスク、ウサギをタオルに包んで（顔は出しておく）子どもの膝に抱かせる。しかし、動物が部屋にいただけでくしゃみや流涙、咳などの反応が出るときは、教室内では飼わずに、オープンスペースなど室外で飼うようにする。

なお、最近スウェーデンの医師が、乳幼児期から幼児期に複数の毛のある動物を飼育していた子どもは、後に喘息など呼吸器のアレルギー症状を起こす率が明らかに低いと発表している。しかし、教師には一番危険なアナフィラキシーの症状について伝えておく必要がある。動物でも植物、食べ物あるいは何かの匂いや接触の後、30分以内に顔が腫れたり、呼吸が苦しくなったり、あるいは青い顔になって元気がなくなったりなどの様子があかしくなったら、すぐに近くの医者へ駆けつけるか救急車を呼ぶなどの処置をとる必要を認識しておいてもらうこと。そのためには地域の医師会とも話しあっておく必要がある。



③飼育するスペースがない

大きな動物を飼わないようにする。これは飼育したくない教師が口にする。

④休みの対応（死亡時への恐れへの対応）

子どもが交代で持ち帰る。つまり持ち帰るくらいの大きさの動物しか飼わない。しかし、目を見合わせて気持ちを通わすことができる種類の動物、つまり小型哺乳類か愛玩鳥を選ぶ。

家庭事情などで家に持ち帰ることができない子で、他の子とのバランスを気にする場合は、親と一緒に学校で世話する事例もある。

特に保護者は、家に持ち帰っているときに死ぬことを恐れ、預かるのを嫌がる。しかし、獣医師や担任が「気をつけていても、人でも病気になるし、死ぬこともある。動物の様子がおかしいときは、すぐに担任に連絡し、担当の獣医師のところへ相談すればよい」と説明すれば安心する。

⑤くさい、不潔になる

動物を少なくして、掃除を朝夕すればそんなに汚れない。

⑥うるさい

セキセイインコはよくさえずるのでうるさい。しかし、多頭飼育しなければそんなにうるさくない。生きているのだから、音を立てるのは仕方がないし、情がわけば気にならなくなる。

Ⅲ 授業支援のあり方

(1) ゲストティチャー（教師と相談して授業を手伝う外部講師）

獣医師は、飼育動物とのふれあいの刺激により、命や生物への親しみ、実感を子どもたちに養い、また科学的な視点を培うように支援するが、事前に学校の要望や授業の目当てや進行などについてよく話しあう。

1) 注意点

本来は学校に獣医師が慣れ、教師との信頼を得てから授業を頼まれるが、最近は最初から依頼してくることがある。自分には自信がなくても、すぐに受け取り獣医師会内部で相談して対応を考えること。学校が人に頼んでくるにはとても勇気がいり、獣医師が躊躇したり断ると2度と近づかなくなる。

2) 授業支援について

①時間：獣医師の往診時間の午後1時くらいから3時までの間に授業を行う。

5時間目や、6時間目を使う。時に2時間つづきの授業も要求されるが、よく話しあって折り合いを

つきたい。原則的には、獣医師の診療時間に影響しないように考え対応する。この支援が長続きさせるようにしたい。

②科目：生活科、総合、理科、道徳、ふれあい、委員会活動などの授業。たまには8時半からの朝礼に対応することもある。

3) 動物：獣医師は学校の動物を使って授業することを原則とする。つまり、その後もその動物が近くにいるので授業の効果が持続できるだろう。学校が飼育を大事にしないまま、獣医師に動物持込授業を希望する場合は、学校は借りた動物を一時的に見て「体験授業は終わり」と考える傾向がある。子どもたちが心を掛けながら飼育を持続することが子どもたちにさまざまなことを伝えるので、この点を学校に理解してもらえるように、資料を示し、伝えるようにする。

4) 授業の内容：事前に教師と話しあい、教師の希望、考えをよくきいて、獣医師ができることを示し、内容の目的と主題と時間割を考える。学年により、言葉や内容など何が使えるかを教師に聞いておく。授業の主題には、理科的なこと、道徳的なこと、性教育的なこと、体の内臓、解剖、生理学的なこと、動物との付き合い方、輸入動物が生態系へ及ぼす影響、野性動物との付き合い方、動物由来感染症など、数限りなく見つけることができる。草を食べる牛がなぜ牛乳をだせるかと、語った獣医師もいる。

5) 授業の進め方：できたら授業前に子供たちの家庭での飼育状況を調べておくことよい。無理なら授業の最初に種類をあげながら、飼っている子に手をあげてもらって調査する。

子どもは10分以上は気持ちが集中することは難しいので、時々簡単な質問を子どもに問いかけながら話を進め、10分を目安に話や対応の仕方を変えるほうが無難。

また授業中、自分の出した言葉を子どもたちが理解しているかを、「分かる？」と聞いて確かめながら進めると、お互いに勉強になり、子どもも飽きない。

6) 質問への対応：質問タイムには、どの子を当てるかは教師に任せること。小さな子ほど、質問を受けるときは、目線を合わせるために獣医師もかがむこと。また聞いた質問を必ず大きな声で繰り返して、その子に確かめること。ふれあいをしないときなどは、前もって子どもたちから質問を集めてもらうこと。また小さな子たちは、他人の質問を聞いてなお、自分でも同じ質問をする傾向があるが、飽きずに一人一人を大事にして答える。見かねて担任が言い聞かせる場面もある。

なお、質問には、すべて答えるのではなく、その子が調べようという気持ちになるよう、少し課題を残すような対応をすること。百科事典、医学書の記述のような答えではなく、広い世界を感じられるように答えるほうがありがたいとの教師の意見である。

また、回答に困ったら、「あなたはどう思う？」とその子の意見を引き出すと良い。

7) 担当獣医師への準備：学校と良い関係を結ぶために、日小獣が地方獣医師会と一緒に各地で開催している学校飼育動物講座に参加して、関わり方を理解しておく。また、すでに実践している獣医師会の活動に参加させてもらい、実習するのが良いだろう。また地域の開業会員が学校数にくらべ少ないときは、助手としてAHTなどを使う場合が多いが、彼らをボランティアとして活動母体の獣医師会に登録してもらい、ある程度一緒に活動した上で獣医師会の推薦のもと、協力してもらいと良いだろう。

(2) 授業支援の一例

1) 動物ふれあいのある授業案

2年生*名 生活科授業案 午後1時40分から2時30分

(準備は30分前から)

生活科の授業：学校にいる「ウサギとチャボと仲良くなるよう」

目的：児童に（言葉をもたない）動物たちの気持ちなどへの理解を誘い、優しい扱いを指導して、これ以後の動物との親しみを湧かせ、思いやりや生命尊重の心が育つ礎とする。また、それによって、自分たちが世話をしないと死ぬことがあるのだと、気づくことができるように誘い、同時に、獣医師との交流で理科的な刺激を与え、将来の職業選択の幅をひろくする。なお、子ども達の疑問や、参加した父母の疑問に獣医師が助言をする。

参加人員：児童、補佐・担任と保護者（1班に2人）、動物（班に1匹）、獣医師3～4班に1人

児童：6～10～15人の班に分けて、それぞれに動物1匹と補佐1～2人がつくようにする。

場所：教室、あるいは多目的室（体育館もよいが広いと注意散漫になりやすい）

子どもの準備：授業前に手を洗っておく。また班分けをしておく。

保護者の準備：20分前に集合し、獣医師等から動物の抱き方、子どもへの介助の仕方を事前実習。

獣医師の準備：白衣と聴診器、ポケットティッシュ、AHTが参加するところも多い。全体を見る。

動物の準備：ケージに入れて前においておく。しかし、低学年の場合、事前には見えないところにおいたほうが注意散漫にならないかもしれない。

チャボは夫婦で1ケージ、ウサギも用意して置く。ケージには新聞紙を敷いておき、汚れたら取り替える。餌や水入れも入れておく。ゴミ入れも用意。

時間割案

(授業の最初に子どもたちの家庭での飼育状況を聞きだす。「犬や猫を飼っている人手を挙げて」)

時間	担当	内容	備考
挨拶 1分	担任	子どもたちを班に分けて座らせる。 授業の紹介と、獣医師の紹介 獣医師は、前に並んでお辞儀	子どもたちが教室にはいるとき、獣医師は、手をたたいて子どもたちの注意を引いて、「動物が怖がるから騒がないで」と注意
動物の話し 5分	担当 獣医師	動物の話をもっとだけ、動物の人への影響（*なぜ学校で飼育しているか：後述）動物の気持ちなど、獣医師の気持ちを話す。世話の仕方。動物のお腹がすく。	話だけだと辛いなら、紙芝居や、映像も使う 子どもの目線にあわせるため、椅子に座って話す。
動物の体 5分	獣医師チーム 動物を抱いて心音を聞かせる。	抱き方指導：潰さないように、噛まれないように（内臓の説明など）目をつつかれないように、など、注意 心音比較：大人、子供、動物（ウサギ、チャボとモルモットと心音のピッチを比較（低学年は聞くのみ）	拡大心音計使用 助手が動物を抱いて、もう一人が心音計を当てる。 音が小さいとき、マイクを使用したり、スピーカーを使う。
ふれあい 20分 (動物にとって、リミット) (感動(抱いたとき)と感化(方向づけ))	担任 獣医師 支援教師 保護者	班にわかれ、ふれあう。 1班に獣医師と教師または保護者がひとりづつ対応。 獣医師は、動物をなだめながら子どもに抱かせる。時間の省略のため、大人が子どもの膝に乗せることもある。噛み付きと目をつつかれることに注意。	各班にバスタオル1枚と動物1匹を獣医師が抱いていき、子どもたちの正座した膝にバスタオルを置いて、動物を抱かせる。子どもたちは円に座らせておく。先生あるいは保護者の方の補佐。
質問タイム 10分	(先生)	先生の進行と方針で行う	回答、獣医師
まとめタイム 4分	(獣医師) (先生)	いのちを握っているのはみんなです。 (親向け・子どもさんに幅広い体験を与えてほしい、動物を大事にすることが、子どもの気持ちを育てることに繋がる。(手を洗うように注意)	時間がゆるせば、参加獣医師みんなで一言づつ、伝えたい言葉を言わせていただく。

(子どもたちは自分の心音を聞きたがるので、希望者に対応しながら流れ解散)

●すみか

本当はウサギは野原で暮らしていて、いつでも食べ物はあるし、綺麗なところで寝ることができる。しかし、このウサギたちは、一年360日、ここで目を覚まして、ここで排尿、排便してたべて、またここで寝る。それは自分だったら辛いでしょう？でも外に出すと犬や猫にやられるから、出さないけれど、みんなのためにここで暮らしている動物達が辛いように、餌に注意して、せめて綺麗なところで暮らせるように、毎日お掃除をしてあげてください。

●食べる

人は一日3回たべているけど、動物だからって、一日一回はつらいかもしれないし、土日は食べなくて良いということは、ない。命には休みがないので、おうちの人に一緒に来てもらって、休みにもたべられるようにしてあげて。人と同じに朝はお腹がすいている。学校にきたらちょっと小屋を覗いてあげて、水がなかったらたしてあげる。餌もなかったら入れてあげる。うちから野菜をもってきたら喜ぶね。チャボのためには、大きいと食べられないから、うちで野菜をほそく刻んで持ってきて。なにが好きか、いろいろやってみてください。(生の芋や豆 アボガド、またネギのようなのはダメ)

●からだ

人より小さい、自分がウサギだったら、ウサギに触ろうとする今のあなたはどのくらいに見えるか、を想像させて、ウサギから見たら自分は巨大な大きさだと感じさせる。また、大福餅がつぶれない程度の力で優しく膝の上で包み込む。ギュッと持つと、肺臓の入っている胸が動けなくて、呼吸ができなくなるから。

●気持ちを想像する

動物はみんなより小さいから、怖がっているのは動物の方だから、優しくしてあげて。動物は言葉を言えないから、どうしたいのか、何か困っていないかを考えて、良くみてあげて。

@飼育導入授業の最初に、子ども達に呼びかけること

「みんなは、なぜ毎日学校にきて勉強しているの？ そう、たくさん勉強して人よりいろいろ覚えて、良い仕事について、裕福な生活ができたなら素敵ですね。でも、いろいろなことを勉強して、たくさんお金を稼ぐくらい人になっても、後で悪いことをしたら悲しいよね。そうならないように、人の悲しむことはしないで、人と仲良くでき、命を大事にする人になること。そして自分の好きな、得意なことで人の役にたつて「ありがとう」って言われたら、それはとても幸せですよ。そのために今、勉強しているのじゃない？動物は口がきけないから、みんながその気持ちを考えてあげられるようになったら、お友達の気持ちもわかるようになりますよ。また動物が喜ぶように可愛がったり世話をしあげたら、そのうち安心してなつてくれます。可愛いですよ。そしてその可愛い動物が死んだら悲しいでしょ。命とか、死ぬとかが分ります。なぜ死んでしまったかと、勉強したくなりますよ。

だから学校の先生方は、学校で動物を飼って、皆に可愛がってもらおうと思っているのですよ。」

又は、学校で、いろいろなことを勉強して、たくさんお金を稼ぐくらい人になっても、後で悪いことをしたら悲しいよね。そうならないように、人の悲しむことはしないで、人と仲良くでき、命を大事にする人になること。

そのためにも小学生の今、勉強しているのですよ。

動物は口がきけないから、みんながその気持ちを考えてあげられるようになったら、お友達の気持ちもわ

かるようになりますよ。

また動物が喜ぶように可愛がったり世話をしあげたら、そのうち安心してなつてくれます。可愛いですね。実は、動物が優しくなるかどうかは、みんながどのようにしてあげるかで、決まりますよ。

(3) だっこ体験指導法

1) 最初に

子どもたちに動物を抱いて見せながら(穏やかな気持ちで接すれば、動物は怖がらない)と説明。

子どもの最初の抱っこ体験を楽しいものにするために、指導する。

獣医師は班の児童を自分の周りに座らせて、ひざに動物をのせ、手を添えさせて抱かせる。

補佐する教師や保護者は傍らでタオルを児童のひざにのせてあげてください。そして、次の児童を隣に座らせておいてください。教師が怖がると子どもも怖がるので、教師は決して悲鳴を上げないように注意。穏やかに対応できるようお願いします。

2) 抱かせ方・(群馬県獣医師会発行、「ふれあい」を参照のこと)

動物の頭からお尻まで片手で支えさせ、もう一つの手で背中や頭をなでさせる。動物の頭を児童のひじのところに来るように抱かせる。頭をひじと体の間に突っ込ませるようにすると動物が落ち着きやすい。子どもが半ズボンやスカートの時、動物の爪がひざや腿に当たると印象を悪くするので、バスタオルで脚を保護する。

ニワトリの嘴を怖がる子が多いので、「突かないよ。」と声をかけて、その子の手を持って(嘴を避けるように)ニワトリの胸の前を通すように、抱かせると、安心して抱ける。

3) 言葉かけ・・・：大人は、児童に「かわいいでしょう。」とか、「そっと、なでると喜ぶよ。」とか「小さい手だね。」とか話しかけ、子どもの想いを感化する。「抱いた感じはどう？」と感想を聞いてあげる。

4) 動物を落ち着かせる

鶏類は怖がると羽をバタバタして騒ぎ子どもを恐怖におとし入れる場合がある。またウサギの中にはストレスから飛びあがったり、クチクチ服や手を噛もうとするものもいる。この時は獣医師が動物を抱き取って落ち着かせ、特にウサギはバスタオルで体を包むと落ち着くようだ。それを子どもの膝において「怖いと思っているのは 君たちより体の小さい動物の方だから、優しくしてあげて」と言い聞かせて、タオルから出ている顔部分を撫ぜるように誘導する。

(4) 体験授業後の評価と次への準備のために

1) 学校への宿題：何か一つだけ、本当に思ったこと、気になることがある人はお手紙を書く。親御さんやできたら先生からのご意見もいただき、質問にはファックスなどで回答できたら良いと思う。

2) 子供達の質問で目立ったこと

1、1、2年生

- ・抱いたら鳴きますか？
- ・寿命は？
- ・爪を切ると何故いやがるか？
- ・鳴かないのか？
- ・オスメスの見分け方
- ・目が赤いのは何故？なんでウサギの耳は長いのですか？
- ・ウサギは何が好きですか？何故ニンジンを食べるのですか？
- ・どうしてニンジンが好きなのか？
- ・どうしてふわふわしているのですか？
- ・どうして目が赤いのですか？(実際には黒くても、この質問は出る)
- ・ウサギは何でできているのですか？
- ・ウサギはどうして動くのですか？
- ・何で人間の心臓より早くドキドキするのですか？
- ・オスとメスの違いは？
- ・どうしたら喜ぶのか？

2、中学年

- ・どのくらい餌をやればよいか？ ・ウサギはどのくらい耳が聞こえるのか？
- ・チャボの卵のかえし方。生まれかた。 ・なぜ耳が長いのか？
- ・コンクリート床で動物は辛いのか？

3) 子どもに語りかけるときの留意点

- *質問にすべて答えてはいけない。自分で考え、調べるような気にさせるように課題を残す。
- *本で調べて正確に答えるのを教師は望んでいない。子どもに分かりやすく大ざっぱに話す。
- *45分授業全部を使って話すのは、高学年ではよいかもしれないが、子どもと交流しながら進めると飽きないだろう。
- *子どもの世界を広げる話しと体験をさせる。「少しの知識とたっぷりの触れあいを」
- *子どもが動物の健康を気にしているの、(学校と話あって)動物の健康診断をする。
- *専門家の言葉は重く伝わりがあり、子どもの知識欲や心の成長への刺激となる。
- *子どもと動物をより身近に、より親しくする手伝いをする。

(5) 衛生指導・学校の質問の多いもの

1) 教師が考える問題点

図は、平成17年度の東京都産業労働局の委託をうけて東京都獣医師会が調査した「学校の動物飼育の課題」である。回答者は都内全自治体のうち、課題があると答えた33自治体である。ほかの調査でも同じような傾向がみられる。つまり学校では、休みのときの動物の世話と飼育舎の清掃、死亡時の対応がよく見られる問題点である。

また専門家に望むことは飼育法への助言、授業、講習会となっている。その中で、動物から受ける子どもの障害をもっとも心配している。

飼育舎での飼育(3)を参考にさせていただきたい。

なお、その中から死亡時の対応について「学校飼育動物のすべて」などから記述しておく

2) 死亡時の処置

動物が元気がないときに病院にかけることが子どもの気持ちを安定させるので、本来は治療を受けながら死ぬ場面を迎えるはずである。しかし、突然に死ぬこともある。どちらにせよ、治療の上、あるいは死んで発見されたときも、子どもたちはなぜ死んだと死因を知りたいが、教師と相談の上、解剖させてもらおうと良いだろう。獣医師にとっても勉強になる。

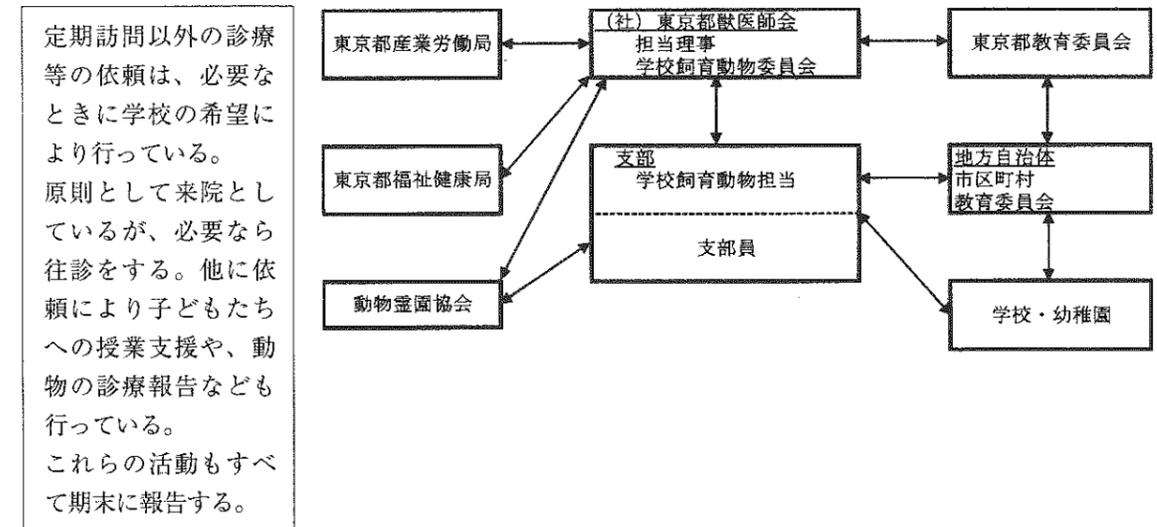
通常の解剖である程度識別して子どもに説明し、子供への影響が心配されるときは焼却をすすめ、子どもとお別れをさせて、動物霊園に渡す。最近、獣医師会と連携して、無料で学校の動物を引き取ってくれる霊園業者がある(東京都)が、獣医師会が仲介して行政から業者に依頼書をだしている所も見られる(新潟市)。

なお、家畜伝染病予防法に関係する鶏などの病気は、家畜保健所と連携をして対応する法が良いだろう。

(6) 連携している行政との書類の流れについて

図のごとく、契約に従って、春に教育委員会が学校から訪問指導の希望を募り(1、2)、獣医師会に渡す(3)。獣医師会は会員に訪問指導票を配布(4)、それぞれのチーフが学校と連絡して都合の良い日時を決め、学校を訪問して交流する(5)。

訪問後報告書を獣医師会に提出し(6)獣医師会は期末に教育委員会に集計して事業終了報告書を提出(7)。教育委員会は、これを受けて委託事業費を獣医師会に支払う(8)。



IV 行政との関係

(1) 行政に訴えるポイント

本来、行政は動物に予算をかけることはない。動物飼育の問題は、獣医師からみれば「動物がかわいそう」が問題であるが、教育側や行政は、「子どもの成長に役立つ」なら価値があると考える。

我々は、「飼育の意義を示し、子どもの成長に役立つ飼育を支援する」との立場で訴える。

*学校での飼育教育の意義(動物介在教育)

体験が不足して子どもたちが頭でっかちにならないようにと、体験教育として学校での動物飼育が必要になっている。学習指導要領には、動物飼育体験は生活科、総合の時間、委員会活動、理科、道徳などに関係して記述がある。また、平成14年度から文科省は、小学校教育の評価・要録の「行動の記録」に「生命尊重の評価」を入れた。(第II章(2)参照)

(2) 学校獣医師と自治体との連携の実践 (I(2)望まれる学校獣医師の役割 参照)

1) 学校獣医師とは

動物飼育活動で、子どもに良い影響が出るためには、単に餌をやったり掃除をするだけではなく、子どもが動物を可愛いと思う感情をわかせることが必要である。世話に忙殺されない、動物間の争いのない飼育を楽しむゆとりを実現し、愛情を持たせる。情がわき、「自分たちの動物」との認識ができれば、休日の対応も工夫できるようになる。学校獣医師は、子どもが安心して動物に気持ちをかけて飼育できるように環境改善法などを示し、同時に教師と子どもに、動物の気持ちや体のことなどを伝え、衛生上の安全を支援しながら、子どもたちが動物と親しみ、情をかけることで良い影響を得られるように、地域の学校を支援する。

*参考：内灘町教育委員会が石川県獣医師会長に出した書類 平成14年5月21日

「内灘町立小学校の飼育小動物にかかわる獣医師の選任について」

新緑の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて今般、文部科学省において小動物に対する愛護、命の大切さを通して児童生徒の思いやり

の心を育てる情操教育を推進しています。

本町教育委員会においても、今年度より小学校児童の学校教育の一環として取組ための実施体制の整備を図っているところ。そのため、各小学校における飼育小動物の世話や接し方など、専門知識を備えた獣医師の役割が重要かつ不可欠であると考えています。

つきましては、内灘町立小学校の動物委嘱医として、貴社団法人会員であります下記の獣医師を選任いたしたく、趣旨をご理解の上ご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

記

住所：内灘町****

氏名：****動物病院 院長****夫

2) 学校獣医師の活動目的

①「情を通じる飼育」が実現するよう、指導、助言する

子どもたちが「世話は面倒だけど 可愛いからほって置けない」と感じられる飼育に。

②人と動物にとって心地よい環境管理法を伝える（管理は学校がすることである）

獣医師は環境衛生、食品衛生の知識があるので、必要な衛生維持のための助言ができる。

③これにより、学校が飼育のことで社会から非難されないように支援する

3) 獣医師の飼育支援活動の内容

①日常の相談相手になる：学校は授業時間、獣医師は診療時間があるため、ファックスやメールで連絡をするのが都合がよい。

②飼育指導：講習会やそれぞれの学校の状況を見ながら定期学校訪問活動を行う

③飼育支援の連絡会議で成果や目標を協議する・・・教育委員会、校長会 獣医師会、時にPTA

(以上3点が必要最低限の活動内容だが、学校は教育的な観点から下の④を一番望んでいる。)

④ゲストティチャー：(学校の要望により) 授業を専門家として支援。

(3) 社)獣医師会の役目：家畜衛生・生活衛生課の獣医師と学校とのかかわり

1) 望ましい方向

社団法人の地方獣医師会は、「地域獣医師が、近くの小学校等の飼育を維持するような支援体制を整えることを、文科省が望んでいる」ことを踏まえて、会員への学校獣医師養成のための講習会、実習を行いたい。講師には日小獣の学校飼育動物対策委員、群馬県の学校動物愛護指導委員、それに文科省の当該教科の視学官や、教科調査官などを迎えると獣医師の理解を得るのに効果的である。

また、学校の動物飼育に関する問題はすべて地域の開業獣医師会が掌握し、各学校には学校獣医師がつくが、必要な場合に家畜衛生部門、生活衛生課部門と協調して対応するようにする。行政の衛生検査の場合も、担当獣医師と相談して行えば、普段の手当てなどとの違和感がなく学校に対してきめ細かい支援体制をつくる事が出来る。飼育の子が食中毒を起こした原因に動物が疑われたケースで、実際に学校獣医師が細菌検査を保健所に依頼し、またウサギ、ニワトリ類の死亡時に病理検索を家畜保健衛生所に依頼して、必要な衛生検査を依頼することが見られている。また ふれあい教室実践に際して、行政の獣医師（OBを含む）に協力を依頼して一緒に行っている。

2) 今見られている事業方針

連携事業事例として獣医師の職域の公衆衛生や家畜衛生の役割から、家畜伝染病予防法と動物愛護法に従って行う方針がある。

以下に、社) 地方獣医師会が現在行っている方法とその課題を記述する。

1、「動物由来感染症監視体制整備事業学校現場型」の実施。(平成12年から)

家畜伝染病予防法にもついた農水省の委託事業である。

家畜伝染病が我国の家畜に被害を及ぼさないように、小学校のウサギとニワトリを抽出調査をしている。委託事業を受けた県獣医師会が家畜保健衛生所と協力して県内数十校ほどの小学校を抽出して、ウサギと鶏類の採血、糞や飼育舎の壁からの汚れを採取して検査する。当該病原を持っている動物は、法律に従って淘汰される。

2、動物愛護推進事業（平成15年から）

平成13年の動物愛護法（環境省）の改正にもなっており、各県に動物愛護センターを設置し、県の生活衛生部門が運営する。動物愛護団体、獣医師会、保健所の獣医師などを交えて、動物愛護推進委員会をつくり、愛護行政を行っている。また、平成14年の教育施設の飼育に対し「獣医師等の専門家の指導のもとに飼育すること」と記述した新基準によって、学校へのかかわりも視野に入れている。

将来は学校の飼育を指導する動物愛護推進員を配置することを目的としている。が、当面は、学校にも動物愛護指導をするとの考えから、犬などを連れてイベントとして「ふれあい教室」を実施したり、愛護団体に適正飼育指導員養成講座をすると予想される。

3、以上の事業について課題と影響、対応法

①課題：

愛護行政に協力する愛護団体は、動物の福祉の観点からふれあいイベントや子どもたちを受け入れて愛護教育をすることで、学校の飼育を止めさせるとの考えが強い。しかし、子どもには、目を見合わせて、動物からの発信がわかり、子供と心をつなげる動物に飼育を「継続する」ことが大事で、それが命の大切さと情愛を培い、思いやりを作るために有効である。つまり学校にいかにか条件よく飼育を継続してもらうかが、動物介在教育の大命題である。単発のふれあいのイベントでは効果は少ない。

一方、飼育は教育課程にまだ組み込まれておらず、学習指導要領の記述にもかかわらず、飼育をすることがどうかは各校長の考えに任せられ、どのように扱うかは担当の教員の情熱と善意によるのが実情である。飼育への知識不足のため、学校では全体的にみれば愛護的にも、衛生的にも飼育できていないことが多く、飼育を面倒でやめたいと思っている学校が多いのが現実である。そのような考えの学校に法的な圧力をかけると飼育の意義についてあまり知識を持たない学校管理者は、飼育をやめるほうが良いと思うことが危惧されている。実際に年々、飼育やめる学校が見られている。

②影響：

現在のところわが国では、全国レベルで家畜伝染病がよくコントロールされており、人への健康被害は報告されていない。

学校での家畜伝染病対策の事業を実践にともない、事例は少ないが、サルモネラなどの検出に従って、昨日まで子どもが抱いていたチャボなどを、淘汰することがみられている。この事業の実践地域の中には、獣医師の努力にもかかわらず学校獣医師としての連携は予算的にも地域的にもその後の広がりが見られない傾向が強い。学校が立ち入り検査を法的な圧力と捕らえているのかも知れない。

また、普段の支援体制がない開業獣医師にとって、衛生検査を手伝うことが学校へのかかわりと思う傾向がある。普段の支援体制と学校との信頼関係を作ることを、考えない事例も多く見られる。

③対応：

学校への対応を考えると、学校についている獣医師と学校の信頼を壊さないようにする。学校のことは、

地域の担当獣医師を中心に、家畜衛生も衛生課も連携すべきだろう。

事業を行うときは、地域の獣医師会開業部会と相談して、担当の開業獣医師と具体的に相談して行う。これにより立ち入り検査の色合いを弱め、獣医師会と学校の信頼関係を増すようにする。

具体的には、地域獣医師会が教育委員会に検査の必要性を説明し、希望する学校を募ってもらう。その後学校と担当獣医師が連絡しあい、都合のよい日時をきめ、家畜衛生の担当者と一緒に学校に採材する。学校訪問時には、まず校長、教頭と校長室で挨拶し、検査についての話題を提供し、お互いに顔を見てから飼育舎に行くべきだろう。

調査結果は 担当獣医師と協力して学校に伝え、問題があるときは飼育法など担当獣医師が支援して改善を図る。なお治療が必要なとき、行政は担当獣医師に治療報酬も手当てするようにしたい。

(4) 教育行政との関係を立ち上げる方法

—— 実践を広げながら、行政に報告し、支援体制を作るよう要求する

各地で、獣医師が優しさから学校の動物飼育の面倒をみているが、それが行政に反映されないことが多くみられている。しかし、獣医師会の申し入れに反応しない行政・学校に対し「何年もやってやっているのに」と、腹を立てないで方法を考えたい。

なにより子どもの心の教育を支援する（動物の子どもへの影響を学校に理解させ、そのために学校の傍にいて助ける）という目的をしっかりと見据えて、「実績を行政に示して」粘り強く働きかける。また各学校現場で獣医師への信頼を作ることが基本である。

獣医師の尊厳は後からついてくることで、こちらから要求すべき事ではなく、評価は自分でしないほうが良いだろう。

1) 獣医師会内部：

1 共通理解を得る

会としての学校飼育動物に関する研修を行い、「目的」をしっかりと持ち、会として社会事業として関わることを会員に発信する。狂犬病対策と同様に対応する。これができないと社会へのアピールは力がなくなる。獣医師会長が「これは獣医師の使命」と事業を推進している京都市では、市教育委員会から教育功労者として獣医師会が褒章を受けた。同様に獣医師会長・副会長が褒章を受けている西東京市など、すべての会員が義務として関わっている地域は多い。

目的：安全で情を通わせる飼育が、子どもの健全な成長に役立つように、学校を支援する。（我々が考えるあるべき飼育が、近くの学校で実現するように）

なお、学校からの依頼をいつまでも待っている獣医師会もあるが、学校からの働きかけは殆ど期待できないので、獣医師がまず動くことになる。学校は今の飼育方法は教育的だと今まで指導されてきているので、疑問を感じていないため、獣医師に相談するとはまったく考えたことがない、との傾向がある。獣医師は、保護者からの助けを求められたり、学校の子どもたちから相談があったら、すぐに学校に相談をかけてみたらいかがかと思う。そうしないと実績が集まらないし、獣医師との付き合いで学校も徐々に理解していく。

2 実績資料を作る

今まで個人として獣医師が学校に関わってきた事例を収集して、実績資料としてまとめる。

また、診療記録簿として3枚つづりのカルテ帳を会員に配布し、診療や授業支援、相談の対応時に記入し、1枚は学校に返し、1枚は自分で保存し、1枚は会に届出る。会はそれを集計して、教育委員会に届ける資料とするが、連携事業の有無に関わらず、毎年獣医師会長が学校教育部長、あるいは教育長、あるいは市長に届けて説明すると、獣医師の活動への行政の認識や、学校の改善の必要性の認識など効果的である。

これらの獣医師の先行活動と報告があると、理解がすすみ議員も関わりやすくなるだろう。

2) 教育委員会への接触

1、交渉の相手（県か市町村か）

県教委は、担当する小学校を持たないため難しい。市町村単位に交渉するほうが容易である。

県教委には、それを報告して情報をあたえ、理解してもらっておくことが重要だと考えられる。県単位の契約は困難であり、また多くの場合、県の事業は3年目で見直しになるため、それまでに成果が見られなければ消滅する。

また活動するにも市町村単位のほうがきめ細かく対応でき予算もつけやすい。

2、交渉はじめ

平成15年 5月に発行になった文科省の飼育マニュアルと、教育開発研究所「学校飼育動物と生命尊重の指導」などの教育者がまとめた資料を提示しながら、教育委員会に、動物が子どもに及ぼす影響とあるべき飼育について話し、学校に今まで地域の獣医師が行ってきた実績をまとめて示して、文科省が示しているように連携して学校を支援したいと話に行く。

①教育委員会の相談する部署

下話を、学校教育部長とする。指導主事と話し合うことも多いが、これは校長になる前の教職のポストであり、その役所のお役人ではなく直ぐに交代する。また学務課長や予算を管轄する総務課と交渉している場合もあるが、この問題は予算、動物の管理指導、子どもへの指導への助言などを含んでいるので、もっと大きな学校教育部長さんが良いと、私の地域の教育委員会の方のご意見である。契約など最終的には教育長と獣医師会長とで話しあう。

②最初の提示資料

* 文科省の飼育マニュアル「学校での望ましい動物飼育のあり方」の前文と第3章第3節の、飼育の意義と課題、そして獣医師との連携を自治体が行う意味などが、書いてある部分。

* 教育開発研究所「学校飼育動物と生命尊重の指導」の目次を特に示し、文科省の指導方が全員書いているところを示し、飼育は生命尊重の指導にかかわる大事な問題だと示す。現在、この生命尊重の指導が教育の国家的な課題になっている。

（文科省の飼育マニュアルは全開業獣医師委員に配布されるよう、各県獣医師会に手配済みである。また教育研究開発所の本について、群馬県と新潟市の獣医師会は全開業部会員に配布している。（2004、春 JSAVA ジャーナル「学校飼育動物委員会報告の資料編 マニュアル紹介」または、HP「学校飼育動物を考えるページ」（学校飼育動物検索）マニュアル本を参照のこと）

* 今まで個人の獣医師が行ってきた治療、学校への訪問指導、講習会などの実績を示す

（日時、場所、参加人員などをまとめる。これは実績として話の根拠となり、議員を活用するときもこれらの実績をみれば動きやすくなる）

* 獣医師が実際に関わっている学校の担当者からの感想などの資料

③役所との話が予算になったときの提示資料

* 今までの実績、（診療費を換算しておく・多くの獣医師会はウサギの診療費を猫に換算する）

* 他地域の蔵市や西東京、渋谷区、武蔵野市、石川県内灘町などの委託、あるいは委嘱契約事例

行政は、他に例があると役所は動きやすく、これらの地域は学校との信頼関係もよく、獣医師への報酬が他よりは高くなっている。

行政が、「獣医師が動物愛護や、診療費を得たいという立場からではなく、（子どものため）に見かねて活動している」と理解すれば、比較的には話は通りやすくなる。「金銭的な収入を大事に思っていたら、診療室をでて学校に行くようなことは考えない」「親として見ていられないからみな関わっている」、など、我々の真意を理解してもらうことが重要である。なお、教育者は「動物愛護」より「児童の人格教育」が大事だと思っているので、「動物愛護教育」をすすめても本気には反応しない。

*** 「事業予算請求についての観点」**

新潟市獣医師会は10年間の実績から1校あたり年間の診療費は2万円弱であったと発表しているが、予算化のためには実績を見せることが基礎となるので、毎年役所に訪問活動、診療記録、飼育指導、また授業支援、講演会などの実績を提示することが、肝心である。

役所は来年の予算を8月ごろに検討を始め、10月には決め、3月に議会で本決まりにするので、最初の動きとしては、6、7月ごろ、遅くとも8月まで教育委員会にあたらなくてはならない。

なお、役所に当たるとき、くれぐれも動物愛護で話を持っていかずに、児童の健全育成のために、獣医師がもてる知識と技術で支援すると話すこと。「獣医師が、動物愛護のために、あるいは治療費が欲しくて予算化を要求している」と思われないように、文科省のマニュアルを示しながら話すこと。

平成10年頃には、獣医師はお金が欲しくて、学校に関わりたいたいのだろうと、役所の人たちが考えていたことがあるが、最近では、「獣医師が一日病院を留守にすると何十万円もロスすることがある。獣医師はお金が欲しくて活動したがっているのではない」と理解してきたようだが、一般的には（特に動物に関心のない校長は）獣医師は自分たちの利益のためにこの運動をしていると思いがちなところがある。

治療費が欲しくて獣医師が働きかけていると思われては、信頼関係が作れないが、役所にとっても実績を報告することは貴重な資料になり、お互いの理解が得られやすくなるため、獣医師会としては、いままでの現状を、「治療費についても、これだけ掛かっている」と示すのがよいだろう。

ただ、注意すべきは、行政や学校が、動物の飼育意義を確認していないと、高額な治療費に驚いて飼育をやめる恐れがあるため、まず、資料をしめし、あるいは講習会を開いて飼育の意義を確認してもらうような働きかけが、重要である。

文科省の担当官も、私達が治療費が欲しくて活動しているのではなく、子を持つ親として「子どもの心の教育に役立つように動物を飼育して欲しい、そのために指導させて欲しい」と思っていると理解しているからこそ、一緒に講演してくれ、教育者向けの雑誌に原稿を書かせてくれている。そして彼等も、現実的な、お互いに納得いく事業予算が必要なのは理解しているが、まだそれを強く言える時ではないと理解している。「学校教育に飼育を体系として組み入れてくれ」との我々の要求に対し「飼育には予算がかかることで、国で何とかできることではない。これは各市町村の問題であり、校長の決断による。獣医師会が強く要求して、学校に面倒だと思わせると、飼育を止めてしまう恐れがある」と、我々をなだめて来るのが実状であった。が、平成15年になり、文科省は、生命尊重の評価を通信簿に明記し、飼育マニュアル発行によって、飼育を教育課程に組み入れるよう指導している。

もう少しの間、獣医師が穏やかに頑張る実績をひろげ、社会の理解を得ることが必要だろう。

*** 「行政への働きかけ、PTAとの協力について」**

(交渉の仕方にたいする実績を上げている県獣医師会からの意見)

学校に入っていき最も早いやり方の一つとして、PTAを使うことだと思います。獣医師には、PTAの役員をしている人が結構いると思います。私も、PTA会長をしていましたのですぐ学校に入っていました。学校は、PTAの言うことには絶対逆らいません。それと、議員さんを使うことです。但し、与党議員でなければなりません。野党議員を使うと逆効果になることがありますので注意。

絶対必要なことは、関与したことの報告だと私も思います。そして、お金の要求は一切しないほうが良いと思います。時がくれば先方から頭を下げてきますし、金額も提示してくるはずで。その時には、行政は他地域の調査を必ずしているはずで。

もし、この時の金額があまりにも獣医師への実勢にそぐわない額の場合、こちらから他地域の常識的と思える（高い金額例・1校、年間3～6万円）事例の提示をすると良いと思います。先方が金額の提示をする時は、役所内（教育委員会内）で学校に獣医師が入ることについて、上司の了解を取っていますので、獣医師会から協力できないといわれると、担当者は後に引けませんので大変困るのです。この時に、金額の話し合いをすると大変有利に進めます。行政は、金額には幅を持たせているはずで。

*** （群馬県からの意見）**

群馬県でも獣医師がPTA会長をしている学校は、飼育の環境、教室内飼育、休日の飼育動物の家庭の持ちかえり等めざましい進歩があります。学校で動物を飼育する教育的意義を先生方が認識・し始めました。

(5) 学校へのアプローチ

1) 近くの小学校に直接アプローチする

非連携地域で、愛護家、あるいは子どもや保護者からの訴えなどで、小学校の飼育を手当てする必要があるとき、教育委員会に事情を話して「何かできるかもしれないから、直接学校に伺ってみる」と連絡する。教育委員会はあわてるかもしれないが、全国で学校を支援している獣医師会の活動などを話し、「何か助言できるかもしれないし、愛護団体が投書などしたら大変だから」などと言って、学校と連絡を取ってお互いの時間をすり合わせて訪問する。このときに、「学校飼育動物と生命尊重の指導」や文科省のマニュアルを示しながら説明するとよい。

学校の事情を見た上で、その中で少しでもよい方法をお互いに考えて提示する。つまり獣医師はすべてを解決できる立場ではないが、助言しながら一緒に悩んで方法を探り、他の学校の事例などを提示する立場である。

やがて学校が信頼すれば、獣医師の意見に耳を傾けるようになる。

先進の地域では、そのような活動をひとつひとつ広げて実績を積んで、それを行政に示して連携している。

2) 市町村教育委員会との連携として学校にアプローチする

1 教育委員会の理解を得られたら、教育委員会を通じて、アンケートなどで学校の困っていることを吸い上げる。

学校の信頼を得るために、やわらかい内容のアンケートを取る（V資料 参照）。

2 アンケート結果から、質問を選んで、いくつかの解答を書いて教育委員会を通じて各学校に配付してもらう。そのときに飼育状況を見て助言をもらいたい学校の希望を取る。

3 獣医師の助言を希望した学校に獣医師が訪問して、現場で先生方と交流する。

悪いところを指摘しに行くのではなく、その学校の条件のなかで、より良い方法を探る、あるいはいっしょに悩むように対応のこと。

4 以上の全部の活動の報告書を年度末に教育委員会に提出。

5 次年度は、教育委員会が学校から収集した訪問希望に沿って年に1、2回程度、現場で先生がたと交流する。

(6) 行政との連携がない場合の訪問希望校を募るやり方について

1) 市単位：教育委員会が、訪問希望校を募って地域獣医師会が対応する。獣医師が学校の信頼を得られれば、その後自然に市内全域の小学校に広がる。

2) 県単位：個人的に獣医師とのつながりのある小学校を最初にモデル校に指定してこの事業を始めるのが良い。あるいは、熱心な獣医師がすでにいくつかの小学校とつながっている市町村を、モデル地域として指定するのも良い。県単位で関わる場合は、県獣医師会の努力と会員の大きな努力が必要である。関わるには、市単位の方が進めやすいようだ。

(群馬県は最初のモデル校15校から始めが、3年後の平成14年にはほぼ全域に広がった。また栃木県はモデル地域として1市から始めたが、平成15年度には、11市町に広がっている。)

3) 学校との対応時の注意点（I（教師の気持ち）参照）

学校には温度差があり、熱心なところ、そうでないところがある。熱心でないところに熱心に行っても嫌がられる。それなりの対応が必要。要は、相手の要望に応えながら、雑談や事例で「情を湧かせる動物とのかかわりの重要性」を伝える。

なお、飼育をしていないところに、「獣医師が動物をつれてふれあい教室を実施に行く」事業は、うっかりするとそれで「命の教育」は終わったと学校は考え、本来の飼育の重要性を理解できないときがあるため、慎重に行う。世話のともなわないレンタル体験の活用で、学校は飼育をないがしろにして「ちょっと動物を抱かせればふれあいの効果がある」と思い込む傾向があるので、獣医師は学校に飼育の意義について伝えるような支援を工夫する。

(7) 学校関係者と話し合うときの注意点

1) 学校を責めない

飼育の状態が非常に悪く見えても、獣医師は飼育の素人である先生方の苦労を認め、より良い方法をいっしょに悩んで助言するようにする。そのうち獣医師の訪問を希望する学校が増えてくるが、巻頭の「飼育に対する教師の考え」を理解して学校と話し合うようにしなくてはならない。学校との信頼関係ができないときには、獣医師は飼育のあるべき姿を提示するにとどめ、学校を責めてはならない。責めると学校は二度と心を開かなくなるだろう。

学校とは、文科省がどういおうと、校長がどう指示しようと、教育の専門技術者である教諭を言うとおりにできないところがある。

また、彼らは、自分たちのマイナス点が外部に漏れることを恥じる傾向があり、お互いに批評しあうことにもなれていない。お互いの心を傷つけないように気を使いあっている集団とも見える。故に外部から責められると、我々を理解しないまま離れてしまう。

2) 学校から学校訪問や授業支援の依頼を受けたとき

外部との連携になれていない誇り高い教職の方々、助けを求めたのだから快く対応することが大事。教職の方々には傷つきやすいところがあり、依頼したのに断られるとプライドが傷つくのか、その後は呼びかけがなくなることが良く見られている。獣医師が、依頼事を自分ひとりで解決できないことでも、「皆で検討します」と、直ぐに受け取って、獣医師会内部で話し合っただけで対応することが大事。または問題が解決しなければ私達に問い合わせさせていただきたい。当委員会は他の獣医師会とも相談し解決法を探ることができる。

3) 担当教諭だけでなく、校長、教頭とも話あう

行政の指導のもとに学校と交流することは、校長、教頭を含めて学校全体と話し合うことができることである。担当教師が転勤でいなくなっても、校長が交代しても、学校と縁が切れることがなく、指導を持続できる。訪問時は、必ず校長に挨拶し、お茶をご馳走になりながら、雑談として動物と子どもの話などをして、信頼関係を構築しながら動物介在教育の重要性を伝えるようにする。

* 「助言の内容」

獣医師にできるのは、管理方法を伝え、または指導することであって、管理することではない。

学校に飼育の意義を伝える

* 必要性：欠くべからざる体験学習のひとつ

* 情を通じる飼育でこそ、動物は子どもの成長に役立つ

教師を助ける

* 飼育法を理解していない教師を日常的に支え、なにかあったら相談に乗る。

* 学校の事情を見ながら、その場での楽な飼育法と一緒に考え工夫してもらう。

* 望ましい飼育法を伝える。

* 診療など、学校が困っていることに相談に乗る。

子どもへの語りかけ

* 専門家の言葉は、重く広がりがある。

* 子どもの知識欲や心の成長への刺激となる。

(文献を調べて全ての事実を教えることは求められてない)

* 子どもが動物の健康を気にしているので、健康診断を行う。

(8) 教員向け講習会について

1) 講習会の意義

教育委員会が話し合いの段階、あるいは学校のアンケートが出た段階で、教師向けの講習会を依頼してやることも多い。これはお互い協力するためには共通の理解、認識を得ておく事が重要なので、引き受けたい。なお、これを獣医師会の予算で行うことを要求する自治体が多い。獣医師会主催で各地で行われる日小獣の学校飼育動物対策委員会や群馬県の動物愛護指委員会が関わる動物介在教育の講習会に、地域の教育委員会が参加されるとその後、その地域の獣医師会への信頼が増し、この事業がやりやすくなる場所が多く見られている。それで、県内の連携地域を広げるため岐阜県、栃木県、滋賀県など毎年文部科学省の指導陣と一緒に講習会を繰り返すところが多い。

2) 講習会の話のポイント

動物の子どもたちへの意義を中心に、衛生上の改善点などを含めて、子どもに安全に可愛がらせる方法を理解してもらうようにIの内容について解説していく。

内容が獣医師の得意分野である、いわゆる「理想的な飼育法や病気」のことに偏ると、教師は飼育する意義や必要性がわからないことが多いため、飼育しないなら受講する必要もないと思われ、参加者が減少する傾向がある。結果、動物の飼育は大事にされずに、子どもへの教育効果も少ないままである。

教師は、本来まじめで子ども好き、教育のために日々努力している存在である。講習会には教育的な成果を具体例として示す必要がある。普段の学校との付き合いの中から、順調に飼育教育がなされている学校の教諭に実践報告をしてもらうと、効果的である。

3) 日程等の決定

まず教育委員会と計画の遂行について相談し、内容とともに日程もお任せするのがよい。それにより教員が出やすい日と時間を設定する。それは獣医師にとって都合の悪い時間でもあるが、教師に聞かせるためには必要である。多くは週日の水、木、金曜日の午後3時くらいから1時間半くらいが見られている。

また市町村教育委員会が関われば教員の動員にもかかわるだろう。県教育委員会の場合は学校を持っていないので、動員をかけるわけにはいかないが、県内の教育センターに案内してもらい、そこから小学校に案内してもらうルートもある。

しかし、教育委員会が後援しても教員動員に関わらない場合が多く、最初の講習会に教員が集まらないのは仕方がないところがあるので落胆しないで欲しい。教育大学に講習会の説明しにいき、チラシを配布し、また校長先生方の研究会である生活科研究会、特別活動研究会、理科研究会などの会長を紹介していただきそれぞれに説明してチラシ配布をお願いすることも一定の効果がある。しかし一番有効な手段は、普段から学校とつながりのある獣医師が、その学校に案内に行くことで、教員は集まるだろう。

*長崎県獣の実践例 (2003,12,4)

佐世保市で衛生課のご努力で教育委員会と連携ができ獣医師が活動しています。

講習会を長崎市で行うにあたり、まず、獣医師会は講演主旨と講師のプロフィールと「学校飼育動物と生命尊重の指導」の本を資料にして、長崎市教育委員会に研修会開催への協力(つまり多くの教育関係者に出席してもらう)をもとめました。

長崎市教育委員会は先生方の勉強会「生活科研究部会」長の校長先生を紹介してくれ、生活科部会長さんは「タイムリー」と喜んでくださり、すぐに日時、会場が決まったとのこと。

当日は、「県獣医師会のご尽力により研修会を行う」と会長の校長先生が挨拶なさいましたが、会場の設定や、進行、受付などすべて生活科部会の教員や校長先生が担当しました。

先生方の研究会ですから、リラックスなさっておられたのか事後の質問が活発にでて、とても良い会になったと思います。

そのなかで、「自分は今まで飼育なんてどうでも良いことだと思っていたが、今日は重要な課題である事が分かった。研修会を開いてくれたことを感謝する」と、わざわざ発言なさって下さった先生もありました。また、部会長の校長先生が、昔、ご自分が飼育担当だった体験を話され「かわいそうなことをしたし、と

でも大変だった。当時このような話を聞いていたら、あんなに苦労しなくても良かったと思う」と獣医師会に感謝の言葉を述べられました。

なお、会場で文科省のマニュアル「学校における望ましい動物飼育のあり方」を参加者に配布していましたが、事前の話し合いでこの本が、すでに学校の中で行方不明になっているとわかり、県獣が日獣におねがいしてとり寄せたとのことでした。

長崎県獣医師会会長は最初に、「子ども達をとりまく状況を踏まえて、命の実感や思いやり、責任感、科学的な視点などを与えるために、地域の一員として獣医師会も支援したい」とご挨拶なさり、最後には「動物とのかかわりをきっかけにして、先生と子ども、親と子、学校と親との関わり、地域と学校など、豊かなかかわりを持って欲しい」と述べられました。

長崎県獣医師会は、このような活動の他、長崎空港の誘導灯に糞をして飛行機の発着に障害をおこすタヌキ集団に対する処置など、地域に積極的に関わっておられます。(毎年 空港長がご挨拶にこられるそうです) 学校の動物飼育支援体制は、社会からなにが求められているかを理解し、行政と話あえる方がおられれば進むと思います。

(9) 飼育にかかわる法律(家畜伝染病を除く)

飼育教育の根拠

学習指導要領 「生活科・理科・道徳」(下記参照)

学習要綱の行動の記録「生命尊重・自然愛護」の評価項目・生命を大切にすることを育む

獣医師の関わり方の根拠

学習指導要領解説書生活科編・小動物の飼育に際しては地域獣医師と連携して行う

動物の愛護及び管理に関する基準 7 (H14年)

・学校等の施設では獣医師などの専門家の指導のもとに飼育するよう努める

家畜伝染病予防法 (H10年改正) ・ウサギとニワトリ、アヒルが、対象動物に加えられた

学校環境衛生の基準 (H16年2月10日改定)「学校の清潔」検査項目と判定基準、事後措置

・飼育動物の施設・設備の汚れや破損の有無を検査し、清掃方法の改善や適切な措置を講じる

1) 小学校学習指導要領(平成10年12月)における動物関係の記述抜粋

1、生活

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年及び第2学年]

1 目標

(2) 自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心をもち、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようにする。

2 内容

(7) 動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。

2 道徳

第2 内容

[第1学年及び第2学年]

3 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。

(1) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。

(2) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。

[第3学年及び第4学年]

3 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。

(1) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすること。

(2) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。

[第5学年及び第6学年]

3 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。

(2) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。

3 理科

第2 各学年の目標及び内容

第3学年

1 目標

(1) 身近に見られる動物や植物を比較しながら調べ、見いだした問題を興味・関心をもって追究する活動を通して、生物を愛護する態度を育てるとともに、生物の成長の決まりや体のつくり、生物同士のかかわりについての見方や考え方を養う。

第4学年

1 目標

(1) 身近に見られる動物の活動や植物の成長を季節と関連づけながら調べ、見いだした問題を興味・関心をもって追究する活動を通して、生物を愛護する態度を育てるとともに、動物の活動や植物の生長と環境とのかかわりについての見方や考え方を養う。

第5学年

1 目標

(1) 植物の発芽から結実まで過程、動物の発生や成長などをそれらにかかわる条件に目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性についての見方や考え方を養う。

第6学年

1 目標

(1) 生物の体のつくりと働き及び生物と環境とを関連づけながら調べ、見いだした問題を多面的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生物の体の働き及び生物と環境とのかかわりについての見方や考え方を養う。

2) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抄)

平成14年5月28日 環境省告示第37号

第1 一般原則

1. 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。

2. 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物

哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。

(2) 家庭動物等

愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操のかん涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

(3) 管理者

情操のかん涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

1. 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
2. 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう、その予防のための措置を講じるよう努めること。

3) 動物愛護法について運用上の注意点

現在、「すべての学校が動物を愛護的に飼育している」とは言える状況ではない。この「愛護」を強調して行政指導などをおこなうと、学校は飼育の意義を確認しないまま動物を駆逐する恐れがある。子どもの教育のために飼育するのであるから、よく考慮して、まず学校獣医師をつけて、学校を助けて早く動物の生活を快適なものにして、子どもたちと触れ合えるように誘導することを考えたい。重要なのは、動物の人への影響について考える時間がなかった学校に対する獣医師の働きかけである。

(10) 動物愛護家との係わり

1) 動物愛護と動物介在教育

動物愛護の立場は、動物の福祉にかなった飼育法が取れない場合、告発して動物を保護するところにある。学校の動物飼育の目的は、子どもに実感を与える命ある教材として情のある飼育法を確立することである。（学校ではお年寄りとの交流も、子どもの教育のために行うのであり、平たく言えばお年寄りも教材の位置づけである）動物をかわいそうだからといって、動物を分かった人だけが関わり、保護しているのでは、将来も動物への実際的な理解はひろがらないだろう。

もともと社会の大多数は映像の世界でしか動物を理解していないのが現実で、家庭での飼育率が下がって、子どもたちが命を理解できないことが問題になっている現在、将来の動物のためにも学校に継続する飼育が必要といえる。この点で文部科学省の教育の専門家かたは、我々と一致しており、協力体制を取っている。また、平成14年度の日本学術会議の勉強会で、教育側も共に確認したことは、「動物には使命がそれぞれあり、食べられる動物、洋服になる動物、楽しませてくれる動物、そして学校には学校の動物の役割があるのだろう」ということであった。また平成15年10月の日獣の学校飼育動物委員会の第一回会議で最初に確認したことは、「学校の飼育動物についていろいろ意見はあることは承知しているが、この会議は子どもの教育のために学校での動物飼育は必要であるという視点に立って論議する」ということである。

しかし、動物が悲惨な状況で飼育されているのを子どもたちに見せておくのは、子どもに「どうせ何やっても駄目なんだ」「動物は死んでもいい、汚い存在だ」と思わせてしまうなども悪影響がある。それで、各地での動物と子どもの関係の窮状に対して、訴えがあれば、各地の獣医師会は教育委員会と連絡を取った上で、直ちに学校を支援するように対応していく必要がある。「学校へのアプローチ」を参考にしていきたい。

2) 動物愛護推進委員会

各地に動物愛護法のかかわりで動物愛護推進委員会というのが都道府県単位で設けられている。この委員は知事からの任命になるが、動物愛護のための活動をする。動物愛護教育の目的で学校にも関わる姿勢を見せている。しかし、全県でのきめ細かい対応にはならないだろうと思う。学校に必要なのは、動物に偏らない公平な視点を持つ、生態の知識、衛生面、治療面の技術を含めた専門家が、学校の相談に直ぐに対応できる体制である。

各地獣医師会が、「学校の言葉にはできない、様々な想い、希望」などに速急に添えるように活動して下さるようお願いしたい。学校は動物愛護団体も、獣医師会も区別がつかないのが実情である。

なお、今各地で活躍している愛玩動物飼養管理士の方々は、愛玩動物飼養管理士協会が行う半年の通信教育を受けることで2級資格を得、もう半年の通信教育で1級資格を得ている。毎年協会に費用を納めて資格取得しているが、すぐに実践に参加できるとは思えない。ふれあいなどのときには、協力してもらいのもよいと思うが、まずボランティアとして登録してもらい、獣医師による実習を受けてもらうべきであろう。

V 獣医師会員への啓発について

この問題に関わる時、何より大事なのは学校に接するそれぞれの獣医師のあり方である。また獣医師会組織として関わろうとするときも、会員の理解が必要である。

(1) 働きかけ

1) アンケート

会員の学校へのかかわりについての考えを吸い上げながら、他の地域の実情を知らせながら啓発する。（2004春JASAVジャーナル委員会報告資料編 参照 アンケート雛形）

2) 講習会

日小獣の我々の委員や群馬県の委員を呼んで、勉強会を行い目的と関わり方への理解を誘う。

3) かかわりたくない獣医師の不安への説得について

（実は、動物への想い、子育てへの提言を公に提言できる）

この獣医師の小学校の動物飼育支援の活動について、多くの獣医師会員が日常の診療の忙しさの中で、そのような不安と疑問をもっておられる。これについて実際に活動を始めている獣医師会の考え方や、国行政との経過をお知らせしたい。

関わりたくない理由

- 1、普段、学校から動物がきた時は診療しているので、これ以上は必要ない
- 2、学校からの診療依頼は少ないので、必要ないのではないか
- 3、今までのように、学校は好きな獣医師のところにかかればよい
- 4、高額治療がきた時、契約の予算内での対応は無理
- 5、治療が集中したり、病院が忙しい時に電話をかけてきたり、一度にたくさん子どもたちが来院したら困る
- 6、獣医師会に予算がおりたら、会員に不公平になるのではないか
- 7、行政は獣医師会ではなく、学校に予算をつけて動物の診療をさせれば良い
- 8、授業など獣医師がかかわるべきではないし、出来ない
- 9、エキゾチックペットは診療したくない、
- 10、なんで我々がしなくてはならないのだ

1、普段、学校から動物がきた時は診療しているのですが、これ以上は必要ない

学校の問題は、飼育に関する教師の知識不足によるものが多く、そのため、子どもに飼育の良い影響を与えられない事例が見受けられます。

つまり、教員養成の中で人と動物にかかわる授業がないために、動物を命あるものとして扱う事に気づかない教員が多いわけです。そのため、子どもに、命の大切さ、優しさ、弱い者を庇う気持ちなどを培えず、「ウサギなんて水も餌も2,3日与えなくても平気」だと子供や後輩教師に教える教師も報告されている。などが、多く見られる課題です。

獣医師が、動物病院に来院した動物への診療だけを行っているときは、子どもに命を教えらるる飼育を実現するのは困難でしょう。だから今回の文部科学省のマニュアルにも、「学校と獣医師が交流して、動物への見方や扱い方などを伝える事」が望ましいと明記されています。

2、学校からの診療依頼は少ないので、この上の連携は必要ないのではないか

学校は動物が死んだり生まれたりすることで、それで命を教えらるるとおもっていることがあり、動物の具合が悪くても診療の必要を認めない事が多く見られています。また動物の具合が悪くなっている事にも気づかない時や、気がついていても時間的なゆとりがないため診療しないことが見られます。それで、診療件数が少ないように見えますが、病院にこないまま餓死や衰弱死するのはよくあることです。

幼稚園は、幼児教育に動物が位置付けられており、先生方も比較的ゆとりがあり熱心ですから、見かけは幼稚園の診療が多いように思えますが、問題は少ないのが本当です。

ですから文部科学省も今回のマニュアルを小学校に重点的に配布しています。

3、今までのように、学校は好きな獣医師のところにかかればよい

獣医師と自治体の連携体制が無い時は、学校は獣医師に頼りにくいようです。また、ある特定の獣医師だけに負担がかかるおそれもあります。地域全体の小学校に対するときは、獣医師会員が皆で支える方が、簡単で丁寧に支援できます。

また獣医師にとっても比較的不公平にならないで済むでしょう。

4、高額治療がきた時、契約の予算内での対応は無理

診療の仕方、獣医師側の受け方について、前もって市と申し合わせればよいでしょう。今までの統計上、高額治療が必要になった事例はあまりありません。

また、学校の動物は学校と相談しながら治療することが必要で、どのような治療方針で進むかは前もって検討すべきでしょう。骨折の治療でも手術をしなくても治るなど工夫をしながら対応する方が良いでしょう。今まで連携がなくても、実際に学校から頼まれたら殆どの獣医師は自分の気持ちで対応して一人で苦勞を負ってきました。が、連携があれば、獣医師として意見を言いやすくなり、学校、行政と工夫できるでしょう。

5、治療が集中したり、病院が忙しい時に電話をかけてきたり、一度にたくさん子どもたちが来院したら困る

学校からの受診の仕方や、相談申し込み方など、前もって連携の仕方を行政と取り決めすればよいでしょう。連携のある獣医師会では、ファックスで相談を受け付けている所が多いようです。また学校が受診する場合は、必ずお互いの都合の良い時間を打ち合わせてもらっています。

連携体制をとることで、行政の了解の上に、このあたりの整備が出来るわけです。

6、獣医師会に予算がおりたら、会員に不公平になるのではないか

獣医師会内部でよく話し合うと良いでしょう。ちなみに、西東京市では、全て公平に全会員で均等に分けています。だから、ある獣医師が去勢をたくさん頼まれた時は、皆で手分けして行いました。苦勞は皆で負います。獣医師会の連帯感ができます。

また、実績により配分する獣医師会も見られます。

7、行政は獣医師会ではなく、学校に予算をつけて動物の診療をさせれば良い

学校に渡った予算は校長の裁量で使い道が決まります。

学校は、「教育とは子どもに係わる事」と思い、少しのお金でも直接子どもに使いたいのです。たとえ10円でも動物になんかかけずに紙でも買いたいと、はっきり言います。だから診療費として各小学校に予算が分けられても、学校はそれを動物には使わない事が大いに考えられます。教師は動物を病院に連れてこられないでしょう。

必要なのは、子どもからの訴えなど何かあったとき、教師が予算を気にせず病院に連れてこられることであり、また、教師が子どもへの動物の影響つまり飼育の意義を知ることです。つまり、1年に1回でも良いから獣医師が学校を訪れ、飼育状態を見ながら雑談で動物の見方、扱い方、動物の子どもや人への影響を教師や校長、教頭に伝えることです。

私どもは、「動物に価値をみいだせなくても、子供たちがあの動物たちを心配しているのだから、大事にしてほしい」「動物を大事に扱うことは、子どもの心を大事に扱うことだ」とお話していますが、全国的にその考えが広がるためには、まず獣医師が学校に寄り添い伝えることが必要です。

8、授業など獣医師がかかわるべきではないし、出来ない

平成10年度から全県下で「ふれあい教室」に取り組んでいる群馬県獣医師会でも、当初「獣医師が学校に行くべきではない」という方もあり、獣医師が学校で動物介在教育として授業支援にかかわることに賛否両論がありました。

しかし、現在は当初反対していた先生方も今では率先して子ども達と係わっています。

目的は、「動物とふれあう体験を通じて、生きものの感覚、情愛、動物への興味を沸かせる。獣医師とのふれあいで社会を感じるよう授業支援をする。」などが、考えられますが、なにより飼育動物に情愛をわかせて、その後、良い影響を得させることにあります。獣医師が、「授業をする」と思うと恐いですが、授業をするのは担任の先生であり、私たちはその考えにそって、出来ることを提供するだけです。

実は患者教育の延長として、獣医師として、子どもに動物の話、あるいは動物を使いながら「伝えたいことを」お話しをすれば良いと思います。(Ⅲ章(授業支援の一例参照))

大体45分授業ですから、担任と話しあって主題を決めて、10分くらい獣医師の語りかけたいことを話し、その後20分のふれあいを基本とします。動物との接触によって子どもたちは感性を刺激されます。また知識欲を刺激できるでしょう。それを助けるような話をしますが、正確な知識をすべて伝えるのではなく、「もっと知りたい」という意欲を感じる程度にとどめます。

なお、動物を安心して抱かせるように誘導しますが、子どもは抱いた接触体験をして、はじめて動物に愛情が湧きます。この体験をとおして「優しく扱えば、動物が優しくなり、なついてくれる」ことを子どもたちに伝えます。動物にはちょっと辛い時間ですがその後、動物が可愛がられるためには、大事なことです。可愛くなれば面倒な掃除も一生懸命やってくれます。

質問に答える時、夢を持たせて、子どもの知識欲を刺激するようにします。学問的に正しいことを専門書を見て答えることは、望まれていません。つまり子どもの気づきを誘い、興味をわかせて、自分で調べる気持ちを起こさせることが大事だそうです。私は、難しい質問には、「君はどう思う?」と聞き返し、「君もしらべて、わかったら教えて」と結ぶことが良くあります。

(「学校飼育動物のすべて」「ふれあい教室指導用マニュアル」参照のこと)

9、エキゾチックペットは診療したくない

獣医師の方の中には、エキゾチックは顔色がわからないから診療しないと仰る方もありましたが、診ているうちに顔色もわかってくるというのが、本当です。

昔、大動物の獣医師が犬や猫の診療に移った時代がありましたが、今、同じような事が起きていると思います。日常の診療に、エキゾチックペットの診療の割合が増えています。開業者として対応する必要があります。私たち北多摩支部の獣医師は学校の早くからペットを診ていたため、これらの動物に慣れたと言えます。

現在は、参考書も多いし、勉強会も多いので、昔に比べれば便利になったと思います。私たちは最初、素

人よりは解る、と思って学校に係りました。が、病気は多くありません。

それでも苦手の方は、エキゾチックの診療を頼まれたとき、一旦学校からの質問を受け取って、獣医師会内部で相談し合って対応をなさってほしいと思います。そして学校訪問だけは皆様と一緒に出かけるとすると良いでしょう。多くの獣医師会では、狂犬病対策と同じように、会員の義務として対応しており、2年くらい経験すると皆やり方に慣れてきます。

10、なんで我々がしなくてはならないのだ

この話は、平成10年の暮れ、文部科学省のマニュアル編成委員会の席上、文部科学省の担当官から「学校から依頼があったら獣医師会は受けますか?」と問い掛けられた日獣から派遣された東京都獣医師会の担当者が「受けます」と答えたことに始まります。当時、日小獣と一緒に各地で講演をして群馬県や西東京市などの約20カ所の自治体と獣医師会との連携の実践を知っていた担当官は、この回答を受けて平成14年完全実施の学習指導要領のための解説書生活科編に平成11年5月に「学校での小動物の飼育に際しては、地域の獣医師と連携して、健康な動物を子どもに触れ合わせなくてはならない」と明記しました。

平成10年以来、日本小動物獣医師会は、各地獣医師に「学校とのかかわり方」を、教育者には「飼育の重要性と学校での飼育のあり方」、教育委員会向けには「連携事業の成果と実際」、文部科学省にはこれらの経過報告を、また日本獣医師会や獣医学教育に携わったがために、学校獣医師制度の意味と経過を報告・講演してきました。各地獣医師会と日小獣が協力して開催した講演会は130回を超えています。この間、文部科学省の視学官方も一緒に各地の啓発を行っています。

平成14年、日本学術会議の科学教育研究連絡委員会と獣医学教育研究連絡委員会が合同の勉強会を積み重ね、平成14年10月に両研究連絡委員会が共催してシンポジウム「学校教育における学校飼育動物」を開催し、子どもの発達には飼育体験が重要であること、学校での適切な飼育とその指導のためには教員養成時にこの関係の授業をいれること、現職教員の研修が急務であること、さらには学校と獣医師会との連携を進めることなどを論議し、15年6月、各方面に提言しました。

平成15年に入り、文部科学省は国会質問のなかで、日本学術会議と同じ内容に加えて、予算的な手当てが必要と回答しており、続いて獣医師の協力を得て平成10年に編纂していた飼育マニュアル「学校での望ましい動物飼育のあり方」を全国の小学校に配布しましたが、この中でも、明確に学校と自治体、獣医師会の連携が必要だと述べています。

以上が国と獣医師会の考えですが、

獣医師は6年の大学教育の後、国家試験を受けて資格を得ます。これは動物に関する唯一の国家資格であり、それ相当の権利と義務が伴っています。日本の動物教育のあり方などにも、適切な提言や支援を行なう責任があると思います。

また、もしも、我々がこの学校の飼育の適正化に提言、支援をしなかったら、他のだれができるでしょうか?

学校獣医師の行うことは、単なる飼育指導ではありません。動物に関する知識と治療する技術を持ち、公衆衛生の知識をもった職種は他にはありません。

また、これだけ国や自治体から期待されているのですから、公益法人としての獣医師会としてもやるべきことでしょう。

今、学校獣医師としての役目は、私たちに課せられた社会的使命になったといえます。時代がそうさせたとも言えますが、

逆の見方をすれば、私たちの持っている動物への想いや、子どもに命を教え、弱い者を庇う気持ちを培い、自然科学の広い世界を示すことなどについて、獣医師として公に提言し、手伝えることが出来る時代がきたのだ、ともいえます。

なお、平成19年社団法人日本獣医師会は、社団法人としての活動の柱と「この教育に活用する学校での動物飼育を支援する近隣の獣医師会の活動」を位置づけました。

社会から期待され、また獣医師の思いを具現化するために、また近くの子供たちの育ちを支援するために、これは獣医師にも素敵な活動と言えます。

(2) 学校飼育動物メーリングリストのご紹介 (平成19年11月末現在会員742名)

全国の獣医師会に対して、最新の情報やトピックスを伝える為、全国学校飼育動物獣医師連絡協議会(CAS)ではMLを通じてEメールでの情報交換をしています。なおCASの目的等は次のとおりです。

(目的)

学校飼育動物対策について、各地の獣医師会の具体的な情報をやりとりし、考え方、教職員や役所などのかかわり方、役所との事業の立ち上げ方、より良い飼育の方法の検討など、獣医師にとって必要なことを話し合える場をつくる。

そのことによって、子ども達が学校で良質な動物介在教育を受けられるよう、学校への支援体制についてより良い方法を相談し合い、全国にひろめる。

(会員の範囲)

開業会員を中心にした獣医師会会員を原則としています。各地獣医師会開業会員の方。また各地獣医師会の学校飼育動物を担当なさっておられる勤務会員の方。獣医学者でご助言をいただける方。

(学校獣医師への方針)

活動方針は、この平成9年以来、文部科学省の理解のもと、先進獣医師会と相談しながらすすめてきた日本小動物獣医師会、日本獣医師会の考え方に基づいている。

(助言者)

大学関係者や各地獣医師会会員をはじめ、役所・教育関係者多数だが、これらの方々にはメーリングリストに登録されていない。

(参加申し込み先)

連絡協議会事務局 (主宰者 中川美穂子 m-nakagawa@vet.ne.jp) に、氏名、住所、電話番号、所属獣医師会を明記の上、メールでお申し込みください。
メーリングリスト維持管理: 林 創一 (社)茨城県獣医師会会員

なおCASは、メールの有無にかかわらず、すべての(社)獣医師会と情報交換をしております。
学校飼育動物を考えるページ」<http://www.vets.ne.jp/~school/pets/>

(3) 参考文献など(他の本なども前期HPに掲載してある)

理論と実践事例集

「学校・園での動物飼育の成果～心・いのち・脳を育む」緑書房

編集・監修：全国学校飼育動物研究会

著者：嶋野道弘 無藤 隆 唐木英明 宮下英雄 鳩貝太郎 中川美穂子 桑原保光 他

漫画本

「学校で飼う動物 ぎもん・しつもん110～獣医さんが答える 飼い方と動物のなぜ」

著：中川美穂子 絵：熊谷さとし カラー 03-3260-3221 偕成社

マニュアル

「みんなで育てよう・学校飼育動物」中川美穂子著 少年写真新聞社

FAX：03-5276-7785 全国学校図書館協議会選定図書(子どもと先生向け)

「学校飼育動物と生命尊重の指導」(教職研修総合特集)読本シリーズ No157

鳩貝太郎・中川美穂子編集 教育開発研究所 03-3816-2488 (教育者向け)

「学校における望ましい動物飼育のあり方」

(日本初等理科教育研究会 研究報告書) 配送・文部科学省

「学校飼育動物のすべて」—子供と、ゆとりある飼育を楽しむために—

監修：中川美穂子 ファームプレス 電話 03-3360-8601 (詳しい)

「ふれあい」・「ふれあい教室指導用マニュアル」・「ふれあい解説書」

「エキゾチックス etc. 診療ガイド」

・群馬県獣医師会 FAX：027-363-1681

小冊子：「インコ」、「ニワトリ」、「アヒル」、「モルモット&ハムスター」「ウサギ」

・岐阜県獣医師会 FAX：058-275-1843

「私たちの小さなお友達」・・・板橋区獣医師会

紙芝居：「園、学校での動物の飼育とふれあい方」中川美穂子監修 童心社(03-3357-4181)

「畜産の研究」(養賢堂)02年1月号 04年5月号 03-3814-0911

特集「学校飼育動物」の中の「小学校における動物飼育と地域獣医師の役割」など

「学校飼育動物保健衛生指導マニュアル」(社)日本獣医師会(産業動物関係獣医師向けのみ)

「アニマルセラピーって何だ？」横山章光 日本放送協会出版 03-3780-3339

「子どものためのアニマルセラピー」B. M. レビンソン 日本評論社 03-3987-8621

松田和義 東 豊監訳

「人と動物の関係学」(山崎恵子訳)・・・インターズー 03-5485-1901

「鳥の病気」・・・鶏病研究会編(03-3832-0837)

「園と学校での動物の飼い方・動物通信」・・・北多摩獣医師会 FAX 0422-56-9086

他、上記HP「学校飼育動物を考えるページ」の「マニュアル入手先」に記載してある。

衛生上の問題を回避して、有意義な飼育活動を持つために

全国学校飼育動物研究会事務局長 中川美穂子

飼育の原則：交流できる飼育

きれいな動物を、綺麗に飼って、常識的な接触をする
～病気がない動物を、良く掃除をしている所で飼い、くわえたりしないで飼う～

- 掃除が直ぐに終わって、たっぷりふれあえる楽しい飼育
- 動物の健康に注意して、触る時、動物に汚れを付けないように自分の手に注意して、触って遊んだ後にも手洗いを洗う
- 特に、水の中で生活する動物を口に入れたり、その水を飲まないこと

基本的な注意基本的な注意

動物の選定

病気がない世話のより簡単な種類を選ぶ。齧歯類は実験動物業者から入手。
野生動物と輸入動物を飼わない。衛生上と馴化と法的な問題がある。
愛情の交流ができるチャボとウサギ、モルモット、ゴールデンハムスター等がおすすめ。

飼育の場所

子どものより身近で飼うと、より影響が大きい。校舎内が効果抜群！

飼育する数

数を決めて増やさない。3クラスある学年なら3匹に止めても、十分効果はある。頭数が多いと、糞尿が多くなり掃除が大変で、不潔になる。

飼育舎に入れる前

健康チェックと必要な処置の後、2週間別飼いで健康を確かめてから飼育舎に。新しい動物をケージ飼いのまま飼育舎に入れ、先住動物と網越しに生活させて、お互いに気にしなくなったら一緒にさせる。

子どもへの触れ合わせかた

獣医師から手ほどきを受ける。子どもに、動物の気持ちを代弁するように話かける。動物が安心する抱き方で、子どもに抱かせる。

日常の管理

自分で掃除することも、餌をとることもできない動物の気持ちを考えさせて

毎日飼育舎掃除

居室が広すぎると掃除が大変。なるべく土から離して、巣箱を入れる。
学校の実情・事情の中でも、獣医師の助言で少しでも工夫を！

動物の体力維持

朝夕2度、糞尿、食べ残しを掃除して餌と水を与える。人は日に3度食べていることを子どもに話して、思いやりと栄養摂取の大切さを伝える。

学校全体で気を配る

命は繊細で、条件が合わないと直ぐに死んでしまうこと、死ぬことは大変なことだと子どもに伝えるために、学校全体で飼育を支える。死ぬに任せない。

防寒、避暑を考える

健康を守るためには、暑さ寒さに気をつけることを伝える。夏は避暑を考え、冬は木製、あるいはダンボール箱をいれて防寒させる。

保護者を巻き込む

「命に休みはない」と子どもに伝えるために、休みは保護者と子どもの親子当番で担当してもらう。親は、子どもの苦勞が分かるし、良い親子の会話ができるなどの感想を持つ。

学校飼育動物の冬の対策

社団法人 東京都獣医師会

寒い冬、自然界のウサギは、巣穴に入って生活します。チャボやニワトリは、原産地が東南アジアと元来暖かい地域に住む動物ですから、寒さには弱いのです。

これらの動物には、11月になったら巣箱を与えることが必要です。動物の健康への配慮を行うことで、子どもたちは命の大切さに気付いてくれることでしょう。

巣箱 木製でつくるが、雨がかからないところならダンボールでも良い。

●ウサギ（1～2匹用）

- ・寸法は、横45cm、奥行き40cm、高さ40cmぐらいの箱
- ・可動式の蓋に出入り口をつける。出入り口の大きさは、横10cm、高さ12cmぐらいにして、ウサギの体の大きさに合わせる。出入り口が大きすぎると、箱内の温度が下がるので、保温にならないので注意する。
- ・素材は木製が良いが、合板はホルマリンガスがにおうため、動物が嫌う。木製が間に合わないときは、ダンボール箱に出入り口をつければよい。
- ・毎日の管理は、新聞紙をしいておき、毎日、蓋を開けて取り替えて糞などを取り去る。

●チャボ

- ・ウサギと同様につくる。
- ・寸法は、ウサギと同じぐらいの箱で3～4匹入れる。
- ・入り口はウサギより高く20cm近くにしますが、実際に入れるかどうかを子どもに工夫させるとよい。

防風と防寒

- ・風通しがよすぎる飼育舎の場合、可能な範囲で、厚いビニールを貼って風を防ぐとよい。春には、必ずビニールを除去する。
- ・セキセイインコなど小鳥の場合は、校舎内の籠で飼うようにするが、夜にはダンボールの箱をかぶせて防寒する。飼育舎で飼う場合は、巣箱とビニールによる防寒が必要。
- ・ビニールの中で、上に一つ裸電球をつけておけば暖が取れる。

栄養

- ・体力を落とさないように、休日にも新鮮な水と餌を与える。「命には休みがない」と、子どもに伝えるために、保護者等の支援を受けるとよい。親子の良い会話につながるとか・・・)
- ・特にセキセイインコなどの小鳥は、一日絶食すると約半数が死亡し、一日半絶食するとすべて死亡する可能性が高いので、注意する。

人型鳥インフルエンザと学校の鳥たちについて

—子どもたちに、愛情を大事にして科学的な視点を伝える—

社団法人 東京都獣医師会

今、社会が恐れているのは「人の新型鳥インフルエンザウイルス」が発生することですが、人間にウイルス病を感染させる一番の原因動物は、同じ種類の人間です。

国内の、しかもひっそりと少しづつ飼われている学校のニワトリたちがこの病気になる可能性も低いのですが、まして人に感染することは、ほとんど考えられないことです。

●人の新型インフルエンザウイルスは日本ではなく、海外で生まれる

学者は新型インフルエンザウイルスが、国内の鳥から発生することは（必要な監視はしていますが）心配していません。つまり、日本での平成16年の流行期をコントロールしたように、早い申し出を受けて完全に拡散を防ぐので、ニワトリの感染が長く続かないからです。もしも人の新型ウイルスが発生したら、病気の人がウイルスを運ぶことを警戒する訳で、もうニワトリの問題ではなく人の問題になっています。また、元気なニワトリ自体が突然この病気になり、人に移すものではありません。必ず大陸からの、人や輸入品・輸入鳥・野鳥などを介した感染の原因があります。その野鳥ですが、日本ではまだ証明されていないので、なにより、まず人が運ばないように注意すべきでしょう。

●日本のニワトリから直接人に感染するか？

もともと病鳥からの直接的な人への感染は殆どないのですが、もしもニワトリたちに病気がうつったとしても、小学校ではニワトリが過密に飼われてもおらず、外気が通う環境ですので、養鶏場のように閉鎖鶏舎に入ると、舞い上がる大量の糞を吸い込むこともありません。

それで、日本の小学校などのニワトリたちが、人に健康被害を与えることは殆ど心配されていません。

東南アジアなどの人への感染例は、ワクチンなどで症状を顕さない病鶏が沢山いる中で生活している人や、その病鳥を食べた人たちです。物理的にそのような鳥の腸内容（糞）を大量に吸い込んだり、口に入れてしまったと考えられています。肉やタマゴは大丈夫ですが、生きた病鳥を調理した際の腸管の処理や、まな板などの処置に問題があったのでしょうか。

つまり日本がそのような状態（病気の鳥が沢山いる中で人が生活し、あるいは、各家庭で生きた鳥を購入して、さばいて食べる習慣）にあるなら鳥に警戒しなくてはなりません、それはありません。

*日本では学校のニワトリたちを危険と考えている学者はいません。考える議題にもなしておらず、現在の感染鶏への厳しい処置は、農水省が定めた日本全体の養鶏業を守るための処置で、今回、その監視体制が功を奏して宮崎県や岡山県も早期に対応できていることは、素晴らしいことです。

●近隣の県で発生したときの、学校のチャボやニワトリへの対応法

近隣の県で発生したら、安全宣言ができるまでニワトリ・チャボを飼育舎外に出さないようにし、飼育舎に入る人は、飼育舎用の長靴に替えたり、あるいは靴底を消毒して、外からウイルスを持ち込まないようにして鳥達を感染から防ぎましょう。また、体力を落とさないように、普段通りの子どもたちの世話で、防寒の巣箱（ダンボール箱でも良い）と餌、水を与え、糞をためないように掃除をしましょう。鳥が元気なら心配ありません。なお、屋内の小鳥への感染の心配はありません。・・・人で考えれば分かりますが、「その内インフルエンザにかかるだろうから、今から子どもや人から隔離しておく」のは、意味がありません。

●学校は地域に発信するセンター

学校は教育の発信場所ですから、子どもたちに科学的な対応を伝えれば、その保護者が落ち着き、やがて地域全体が落ち着くでしょう。学校は地域のセンターです。

学校は子どもたちが可愛がってきたチャボたちを、「獣医師の支援を得て、愛情を大事にしながら科学的な処遇する」ことを、子どもたちに示していただくようお願いいたします。

参考サイト：<http://www.vets.ne.jp/~school/pets/>

あとがき

この本は、文部科学省発行の「学校における動物飼育のあり方」(平成10年作成、平成15年発行)、日本小動物獣医師会の「学校訪問マニュアル」(平成17年発行)、社団法人日本獣医師会小動物部会学校飼育動物委員会報告「学校飼育動物活動推進のあり方」(平成16年発行)、同委員会報告「子どもの心を育てる学校飼育動物～学校獣医師制度推進のために」(平成19年発行)などに作成委員として関わった中川美穂子理事の原稿を下敷きに、東京都の事情を加味してまとめられました。

この本をご参考にして、全国の獣医師会・獣医師が展開している園・学校へのかかわりに少しでも役立つことができれば、幸いです。

学校飼育動物担当理事 増田寿子、中川美穂子

平成20年2月7日発行

東京都獣医師会 学校訪問マニュアル

社団法人 東京都獣医師会 学校飼育動物委員会

委員長 伊庭高義

副委員長 藤掛 誠

委員 河合博明

木村淳一

佐藤 至

社団法人 東京都獣医師会